

テ遠警署即チ新刑法ノ拘留科料ニ当ル罪ハ警署官ナニ於テ之レヲ即  
決スルコトヲ命ジタリ、サレト之レハ特別裁判所ヲ設ケタルニ非ラズ  
即決処分ハ仮処分ニシテ之レニ對シテ正式裁判ヲ請求スルヲ得此ノ  
請求アレハ<sup>原案</sup>処分ハ全部其ノ效力ヲ失フモノナリ

裁判所ヲ構成スルモノハ裁判官ナリ裁判官ハ凡テ天皇ノ任命スル  
処ナリ、民主國ニ於テハ之レヲ民選トシ或ハ國會ニ於テ之レヲ選舉  
スルモノトナシアル処アリ、君主國ニ於テ專門ノ裁判官ノ外ニ或ル  
程度ニ於テ陪審官ノ用ヒラレ居ル処アリ、サレト我國ニ於テハ全部  
天皇ノ任命スル処ノ裁判官ヲ用フルモノトナシアルナリ、

裁判官ハ裁判ヲナスニ付キテ独リ立ナリ即チ他人ノ指揮命令ヲ受  
ケサルモノナリ之レヲ裁判官ノ獨立ト云フ、此ノ目的ヲ完全ニ達ス  
ルカ爲メニ憲法ハ裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之  
レニ任シ刑法ノ宣告又ハ懲戒処分ニヨルノ外其ノ職ヲ免セラル、コ  
トナク法律ヲ以テ定ムルコトヲ規定セリ(五十八條)

裁判官ノ終身官ナルコトハ諸國ノ憲法ノ皆定ムル処ニシテ法律ニ定  
メタル裁判官タル資格ナキモノヲ以テ司法權ヲ行ハシムルモノハ五三  
條及ヒ一八條ニ對シテ遠慮ナリ、

裁判官ハ<sup>新橋成法</sup>免官ノミナラス刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニアラスノハ  
其意ニ反シ停職又ハ減俸セラルコトナキモノトセリ、

又裁判官ハ他ノ職ヲ兼ヌルコトヲ得サルモノトセラレタルハ又其  
ノ獨立ヲ保フ必要アルカ爲メ大正二年四月法令第七号ハ(司法大臣ハ  
判事及ヒ檢事ニ三ニ一人ノ休職ヲ命スルコトヲ得ル旨規定セリ)少ナク  
トモ憲法ノ主意ニ反スル法律ト云ハサル可ラス

### 第三、裁判ノ手續

司法權ハ法律ニヨリ之レヲ行フ、即チ裁判ノ手續ハ法律ヲ以テ之  
レヲ定メサルヘカラス、憲法五十七條ノ文字ハ、裁判所ハ法律ヲノ  
ニ適用スルノ意味ニアラスレテ訴訟判決ノ手續ハ必ず法律ヲ以テ

之レヲ定メサルヘカラス、併シ他ノ于涉ヲ排斥セリ、公文ハ裁判ノ手續ニ付キテ裁判所對審判決ハ五十九條ニ在リテ之レヲ公斷スヘキ旨ヲ定メ對審判決トハ裁判一切ノ判決ヲ云フ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル恐アル時ハ公用ヲ止ムルヲ得、レモ法律ニ定メタル場合カ又ハ裁判ノ判決ヲ以テタル場合ナラサルヘカラス、

公用ノ原則ハ自ラ司法権ノ獨立ヲ保持シ其ノ公正ヲ期スル目的ヲ有スルモノナリ、

裁判ハ法ヲ適用スル行為ナリ、裁判官ハ現行法ヲ適用セサルヘカラス而シテ現行法ハ一國トシテ一例ノ系統ヲナシ一時ニ對シテハ唯一ノ法規ノシカ現ニ存在スルコトヲ性價トスルカ故ニ判官ノ職キハ現行法ヲ確認シ數多ノ法規ニ付キテ矛盾ヲ去リ一時ニ對スル只ハ一不働ノ法規ヲ發見スルコト、セサルヘカラス、現行法ヲ認認スルハ法規ノ形式ノ審查ナリ此ノ事ニ對スル法規ノ發見スルハ法ノ性質ノ審查ナリ、何人トモ現行法ト認ムヘキモノニ服從シ違法ナリト

信スル也ヲ行フ義務アレモ裁判官之レヲ決定スル職分ヲ有シ、又之レヲ決定スルノ權利トシテ<sup>何人指</sup>國權命令ヲ受ケサルナリ、國法ノ解釋ハ裁判官ノ決定ヲ以テ公正ナルモノトシ原則トシテ何人モ法律上之レヲ爭フコトヲ得サル地位ヲ与ヘラム、モノナリ之レヲ、  
◎形式ト實價トニ分テ之レヲ説ク  
第一、形式ノ審查、即チ真ノ現行為ヲ確認スルハ裁判官ノ職務ナリ慣習法ハ暫クテ正民法ハ法律命令其他諸般ノ國法カ各々規定ノ形式ヲ供ヘサレハ之レヲ國法トシテ認ムルコトヲ得サルナリ、若シモ然ラサルモノヲ適用セハ其ノ判決ハ違法ノ判決也故ニ裁判官ハ憲法其他法律命令ニ於テ殊ニ公式命令ニ於テ定メラレタル形式ヲ備フルヤ否ヤヲ審查スルノ義務及ヒ權利アリ一例ヲ奉クレハ  
法律勅令カ國務大臣ノ副署ヲ欠クク知キハ法律命令トシテ認ムヘカラス、法律ハ帝國議會ノ決議ヲ以テ成立一至ルモノカ憲法上必要ナル手續ナリ、

裁判官ハ法律トシテ裁可公布セラレタルモノヲ果シテ帝國議會ノ復  
審を経タル者ナルヤ否ヤ審査スルノ義務及ビ権利アリヤ、此ノ外  
有名ナル向題ニ付キテハ独乙其他ニ於ケル通説ハ積極説ヲ取リタリ  
有リト云フ、

蓋シ如斯キ法律トモモ虚虚ノ法律ニシテ真ノ法律ニアラス真ノ法  
律ヲ適用スル利益ハ之レヲ適用スヘカラザレハ法律ノ果シテ議會ノ  
復審ヲ過クテヤ否ヤ一々之レヲ審査セサルヘカラスト云フ也、  
然レ斯ル法律ノ果シテ虚虚ノ法律ナルモノナラハ之レカ適用  
スヘカラザルハ勿論ナレド、夫レカ果シテ虚虚ノ法律ナルヤ否ヤ先  
リ決定セサルベキ也、  
又否ヤ何問題ナリ裁判官ハ法律ヲ議會ノ復審  
ヲ過タル否ヤヲ判断スルノ職務ナキ事言フ俟タス、向題ハ如何ナル事  
実ニヨリテ判官ニ対シ法律ノ形式上確定スルコト否コトニ在ルナ  
リ  
然レテ此ノ事ハ只裁判官ニ対スルノミナラス憲法ニ行動セラル、

事必要ナリトセラル、一般ノ行政官ニ対シテモ全ヘナリ、  
又法律ノミナラス局シクモ法律ノ既下ニ生息スル一般人民ハ何人モ皆真ノ法  
律ヲ確認セサルヘカラス、真ノ法律ニアラサルモノヲ誤マリテ法律  
ナリトシテ之レニ従テ行動セハ其ノ責任ハ自ラ負ハサルヘカラス、  
然ルニ此ノ向題ヲ以テ只判官ニノミ起ル向題ナリト見ルハ向題トシ  
テ凡テ誤マレリト見サルヘカラス判官ハ自ラ手以外ニ巴テニ法  
律トシテ定マレルモノヲ適用スル者ニシテ、自カラ何カ法律ナルカ  
ヲ確定スルモノニアラサルコトハ一般臣民ト異ナルナシ、一般臣民  
ニ付キテ自ラ常ニ自己ノ責任ヲ以テ法律ノ真欺ヲ判断スルモノトモ  
ハ法ノ國法タル故カ有セサルニ至ル故ニ一國ニ於テハ必ラス法  
律ハ法律タルコトヲ形式上確定スル事實カ存在セサルヘカラス、此  
ノ事實ニヨリテ法律ナリト形式上確定シタルモノハ法ヲ適用スルニ  
服従スルモノハ必ラス之レヲ法律ナリト見サルヘカラス、  
我憲法上法律ハ天皇ノ裁可スルモノナルコトヲ定メタリ、裁可ハ裁

会ノ投票ヲ經タル法律案ヲ法律トスル行爲ナリ、故ニ自カラ裁可ノ  
 中ニハ議會ノ投票ヲ經タル事實ヲ確認スルコトヲ眞ノ法律ナリト確  
 定スル行爲カ含まレサルヘカラス、公式令ニハ法律ハ上諭ヲ附シテ  
 之レヲ發布スルモノトシテ上諭ニハ議會ノ投票タル旨ヲ記載シ親啓セ  
 ラレタルモノト定メタルハ即チ此ノ意味ヲ明ニセルモノナリ、天皇  
 カ議會ノ投票ヲ經タル旨ヲ記載シ親啓セラルル而ルハ裁可公布セラレ  
 タルニ拘ルラス裁判官其他ノ一政臣民カ果シテ議會ノ投票ヲ經タル  
 ヤ否ヤヲ審査シテ法律ノ真歟ヲ決セサルヘカラスコト、セハ裁可  
 ハ無意味ノモノト云ハサルヘカラス、即チ天皇ノ裁可ハ眞ノ法律ノ  
 形式上確定スル行爲ニシテ裁可アリタル以上ハ何人ト雖モ其ノ果シ  
 テ議會ノ投票ヲ經タルヤ否ヤヲ審査スルコトヲ得ス又審査スルコト  
 ヲ要セサルモノト云ハサルヘカラス、若シモ事實上議會ノ投票ナキ  
 モノヲ法律トシテ裁可公布セラレハ其ノ責任ハ國務大臣ノ負フヘ  
 キモノニシテ裁判官ハ之レヲ法律トシテ適用スルトモ何ホノ責任ヲ

負ハサルモノナリ、殊ニ此ノ問題ノ場合ノ如キ實際議會ノ投票ナキ  
 モノヲ天皇カ投票ヲ經タリトシテ國務大臣亦仍シテ之レニ副署ス  
 ルカ如キハ實際上殆ント想像出来サルコトニシテ此問題ハ單ニ机上  
 ノ問題ニスキス

實際上起リ得ヘキ場合ハ全然投票ヲ欠ク場合ニアラスシテ投票カ  
 ヤ適チ法律完全カラサルトキナリトス

例セハ出席議員ノ資格ニ付キテ欠ケタルモノカ定數ヲ欠クカ又ハ  
 眞ニ過半数ニ非ラザリシモノ可<sup>決</sup>ナリトシタル場合ハ一般ニ起リ得  
 ルナリ、是等ノ場合ト雖モ天皇カ完全違法ナル投票アリシモノトシ  
 テ投票裁判可アリレ以上ハ他ヨリ之レヲ争フヘカラサルトセサルヘ  
 カラス、不完全違法ノ投票ハ投票ナキニ等シ若シモ全ク投票ノ  
 アリレカ否ヤヲ判官カ審査スヘキモノトセハ完全違法ナリレヤ否ヤ  
 モ審査セサルヘカラスト云ハサルヘカラス、然ルニ或論者ハ投票ノ  
 有無ヲ審査スヘク其ノ完全違法ナリレヤ否ヤヲハ審査スヘカラスト

出ナリ、其ノ理由ハ *quasi* 以来、決議ノ完全適法ナリヤ否ヤ  
 ト云ハルハ議會ナル団体内部ノ事ニシテ<sup>団</sup>体自ラ之レヲ決スルヘキモ  
 ノニシテ他ヨリ容喙スヘカラスト云フナリ、併シナカラ議員ノ資格  
 ナキ者ヲ議員トシテ議席ニ列席セシメ定数ニ足ラサルニ議事ヲ開  
 キテ決議ナシ<sup>半</sup>過數ヲ得サルニ之レヲ可決セト云フカ如キコトハ憲  
 法ノ明文ニ違反セルコトニシテ單純ナル議會内部ノ事ノミニアラス  
 加之議會ナルモノハ一國ノ団体ナルモノト見ルヘキニアラス、之レ  
 ラ一ノ団体ナリトスルモ其ノ行為カ法律ノ成立要件ト<sup>憲</sup>定ニ定ムル  
 以上ハ、只之レヲ団体内部ノ事ナリトスル理由ヲ以テ裁判官ノ審査  
 權ヲ排斥スル理由トハナラス、之レヲ要スルニ天皇ノ裁可アリシ以  
 上裁判官ハ<sup>限</sup>限、有無及其ノ完全適法ナリシヤ否ヤヲ審査スルノ裁  
 務ナシ又權利ヲ有セルモノナラス

(註) *quasi* ハ今ヨリ三十一年前迄ヲ在限ノ憲法學者ナリ  
 キ今氏ハ英國ノ制度ヲ研究セリ、

殊ニ今氏ハ我國ニテ有名ニシテ伊藤公洋行ノ時ハ主トシテ

*quasi* ニ付キテ憲法ヲ考ヒタリ

第三、<sup>及</sup>實例ノ審査、裁判ハ一事ニ付キテ如何ナル唯一ノ法規カ適  
 用セラルヘキ法規ナルヤヲ規定セサルヘカラス、主權ノ意思ハ法ナ  
 ルト云シク國法ハ一ノ體ヲ指シテ系統ヲナスヲ本質トス、ニツ以上  
 ノ矛盾セル法規カ全時ニ存在スルコトハアテサルナリ、故ニニツノ  
 法規カ矛盾セル場合ニ何レカ一カ現行法ニ非ラサルカ故ニ之レヲ決  
 スヘキ標準ナリルヘカラス、故ニ<sup>例</sup>前述<sup>例</sup>後法<sup>例</sup>前法<sup>例</sup>廢シ、特別法<sup>例</sup>一  
 般法ニ勝サルト云フカ如キ原則アルナリ、

國法ヲ制定スル原則ハ種々アリ形式ノ異ナルニ從ヒテ其間ニ優劣  
 ヲ定ムル標準アリテ外見上矛盾ヲ去リテ只一ノ法規ヲ發スルヲ得サ  
 ルヘカラス也<sup>判</sup>判官ハ法規ノ性質ヲ審査シテニ、法規カ矛盾セル時ハ  
 其ノ強キ形式<sup>判</sup>的效力ヲ有スル國法ニ屬スルノ法規ヲ以テ現行トシテ  
 適用スヘキ職分ヲ有スルナリ、

此尺ニ凡テノ法例ヲ列ヘテ其ノ效力ノ優劣ヲ論スルコトハ畧セン  
最モ問題トナシ裁判官ノ命令カ法律ニ又法律カ憲法ニ実質上違反ス  
ルト信シタルトキハ之レヲ適用スル義務ハト權利トアリ從テ命令又  
ハ法令ハ實質上又ハ法律憲法ノ規定ニ違反セサルヤ否ヤヲ審査スル  
ノ義務ト權利トアリヤ否ヤノ問題ニテ裁判官ノ立法及び大権ニ対スル地  
位ヲ決定スルニ重要ナル問題ナリ次キニ之レヲ説カン

第一節 命令ノ実質ノ審査

命令中ト云フハ行政命令ナリ、大権命令ニ次キテハ、此ノ問題起  
ラサルナリ、何トナレハ大権命令ハ初メヨリ法律ト其ノ支配スル範  
圍ヲ支配セルモノナルカ故ニ衝突矛盾ハナキナリ、行政命令ハ法律  
ト全一ノ事項ヲ規定セルカ故ニ形式的ノ效力トシテイワレカ強ク定  
マラサルヘカラス、憲法九条、此ノ強弱ヲ定メテ命令ヲ以テ法律ヲ變  
更スルヲ得ス、法律ヲ以テ命令ヲ變更スルヲ得ルモノトスルカ故ニ  
裁判官ハ命令ノ実質ヲ審査シテ法律ノ規定ト相矛盾セサルヤ否ヤヲ審

査セサルヘカラス、然レ此ノ事ハ憲法第九條ノアル結果ニシテ或ハ  
論セラル、カ如ク、司法権ハ法律ニ服従スルモ命令ニ服従セサルモ  
ノナリト云フカ故ニハアラス、命令ナルモノハ法律ト其ノ制定ノ形  
式ヲ異ニスレトモ臣民カ服従スヘク裁判官カ適用スヘキ國法タルニ  
於テハ全一ナリ *Principles* 憲法第八十六條ノ法律以外ノ何等ノ權  
力ニモ服従セサル裁判官トアルハ裁判官ハ法律ニテ、絶対的ニ服従ス  
ルモ命令ニ対シテ服従ニ付キテ自由ニ其ノ實質ヲ審査スルコトカ出  
来ル意味ナルモ吾憲法五十二條ノ法律ニ依リ如斯キ意味ヲ有スルニ  
ハアラス、前述シタルカ如ク裁判ノ手續ハ法律ヲ以テ定ム可シトス  
ルノミナリ

第二 法律ノ実質ノ審査

裁判官ハ法律ノ形式ヲ備フルトキハ絶対的ニ之レニ服従スヘキモノ  
ニシテ其ノ内容カ憲法ニ違反セルヤ否ヤヲ審査スルノ權利義務ナシ  
トスルハ獨、仙國ニ於テ通説トスルナリ、其ノ理由ハ立法権ハ司法

権ノ上ニ在リト云フニアリ、  
憲法ヲ議定スルモ国会ニアリ法律ヲ議定スルモ亦国会ニアリ、之  
レヲ裁可公布スルモノハ又共ニ國王ナリ、国会ト國王トカ憲法違反  
ニアラス、<sup>ト</sup>テ發シタル法律ハ判官ハ之レヲ適用セサルヘカラスト云  
フニアリ

乍然シ諸國ノ憲法ニハ通常ノ立法ノ場合ト異ナル憲法改正ノ手續  
ヲ認メタル憲法改正ハ必ラスレモ手續ニヨラサルヘカラサルナリ、  
然ルニ法律制定ノ手續ヲ以テ憲法ノ規定ト異ナル規定ヲ設クルナレ  
ハ此ノ法律カ現行法タルナリ、即チ實質ニ於テ憲法ヲ變更シタルモ  
ノナリトセハ特ニ憲法改正ノ手續ヲ定メタル定文ニ論スルト云ハサ  
ルヘカラス *Stokowski* ハ憲法タルハ主権以上ノ不可侵ナル権力  
ニアラスト云モ、主権ノナスコトハ帝ニ適法ナリト云ハ、特ニ憲法  
改正ノ手續ヲ異ニシタル價值何レニアリヤ、殊ニ *Stokowski* カ一  
國ノ現行法カ統一シテ牙権ナキコトヲ要スルト云フハ立法

同意ニシテ鮮然上ノ原則ニアラスト云フハ殆ント意味ヲ了解シ難シ  
ニ以上ノ矛盾セル法規カ一ノ事ニ於テ存スルナラハソレハ規則タル  
ノ傷キヲセサルモノニシテ法ト云フヲ得ス、其レ故ニ他國ノ憲法  
ノ鮮然トシテモ實際上憲法ニ違反シタル法律ハ憲法ニユヅルコトナ  
キモノニシテ判官ハ法律カ實際上憲法ニ違反セサルヤ否ヲ審査ス  
ルノ義務及ヒ権利アリト云フ少教ノ人ノ意見ナリトシテ見サルヘカ  
ラサルナリ、然シ他國カ立法權ハ司法上ノモノナリト云フ主義カ  
行ハル、ナラハ *Stokowski* 一派ノ説モ正シキヤモ知レサレトモ、  
吾憲法ハ明ニ斯ル主義ヲ採ラサルカ故ニ苟シクモ憲法改正ノ鄭重  
ナル手續ヲ定メコノ手續ニ依ラサレハ憲法ヲ變更スルヲ得ンテア  
ル以上ハ若シモ法律ノ規定カ實際上憲法ノ規定ニ違反スルナラハ憲  
法ノ規定ヲ以テ現行法トナスヘシ、裁判官ハ法律カ實際上憲法ノ規  
定ニ違反セサルヤ否ヲ審査スル義務アリト云フハ当然ノ論理ト云  
ハサルヲ得ス、

裁判官カ法律カ実質上憲法ニ違反スルト信シタリシナラニハ之レ  
 ヲ適用セサルコトヲ得又適用スヘカヲサルモノナリヤ否ヤ問題ハ司  
 法権ノ地位ヲ定ムル重大ナル問題ナリ、独ニ仙國諸國ニテハ一般学  
 說立法権ノ優勝ヲ定ムルコトハ前述セルカ如ク、然ルニ英國ニテハ  
 此ノ問題ハ存在スルコトヲ得サル問題ナリ、蓋シ英國ニ於テハ憲法  
 ハ法律ニ區別ナキモノナルヲ故ニ國會ハ何時ニテモ憲法ヲ變更スル  
 ノ権アリ、北米合衆國ノ憲法ハ裁判官ハ法律ノ憲法ニ違反セサルヤ  
 否ヤヲ審査シ若シモ憲法違反ナリト云ハ之レヲ適用セサルノ権利  
 リト云フコトヲ確定ノ原則トシ合衆國ノ憲法ハ一大特色トセリ、亞米  
 利加建國ノ初ノヨリ確定シタル原則ニシテ判決例ニ於テモ憲法違反  
 ノ法律ハ無効ナリト宣告セリ

四四〇

## 第二部 作用

### 第一章 法律

法タル人ノ意思ノ規則ヲ定ムルハ統治権ノ作用ノ一ナリ、法規ヲ  
 制定スルハ種々ノ形式ニ於テスルヲ得、我カ國ノ現行法上法規ヲ  
 制定スル形式ハ

- 一、帝國憲法及ヒ憲法ノ改正、
- 二、皇室典範及ヒ皇室典範ノ改正、
- 三、皇室令
- 四、法律
- 五、敕令
- 六、軍令
- 七、行政官ノ命令

四〇一

八、詔旨及勅詔

憲法ノ改正、皇室典範ノ改正、皇室令及ヒ軍令ハ特別ノ内容ヲ有  
スルモノニシテ此ノ形式ヲ以テ定ムヘシトスル事項ハ他ノ形式ヲ以  
テ定ムルヲ能ハス一般ニ天皇ハ法規ヲ制定セラル、ハ法律、勅令又  
ハ詔勅ヲ以テス、勅令及ヒ詔勅ニ就テハ憲法ニ於テ別段ノ形式ヲ定  
メス、國務大臣ノ副署ヲ必要トスルノ外天皇ハ自由ニ定メラレタル  
方法ヲ以テ之レヲ制定スルヲ得ル然ルニ法律ニ于シテハ憲法第三  
七条ニ於テ凡テ法律ハ帝國議會ノ同意ヲ經ルヲ要スル旨ヲ定ム、  
憲法ニ於テハ法律ヲ制定スル統治權ノ作用ヲ特ニ立法權ト稱ス、  
第五條ニ天皇ハ帝國議會ノ同意ヲ以テ立法權ヲ行フト云ヘルハ法律  
ヲ制定スルニハ議會ノ同意ヲ經ルコトヲ要スルノ意味ナリ、立法ト  
イフ文字ヲ文字通ニ解スレハ法規ヲ制定スルノ意ナリ、法律ト稱ス  
ルモ広ク法規ノ意味ニ用ヒラル、憲法ニ於テモ第六七條ニ法律ト云  
々トアルハ広ク法規ト云フ意味ナリ、

條三七條ニ於テ法律ト稱スルハ斯ノ如キ広キ意味又ハ實質的ノ  
意味ヲ會ムモノニアラス、法律ト云フ特殊ノ形式ヲ有スル國法ノ意  
味ナリ、第五條ノ立法權ト云フモ同様ナリ、吾憲法ハ三權分立ノ主  
義ニ從テ帝國議會ヲ設ケタルトモ凡テ法規ヲ制定スルヲ悉ク議會  
ノ同意ヲ經ヘキモノトセズ、法ナルモノハ國民ノ Will ニシテ國民  
ノ代表者タル國會ニ非レハ之レヲ制定シ變更スルコトヲ得スト云フ、  
口民主權ノ主義ハ固ヨリ吾憲法ノ採用セル所ニアラス、  
憲法ハ法律ノ形式以外ニ法規ヲ制定スル形式ヲ認メ議會ノ同意ヲ  
經スシテ法規ヲ制定スルハ其範圍ヲ認メ居ルナリ、  
立憲政体ノ下ニ於テ法律及ヒ立法權ノ實質上及ヒ形式上ノ意味ヲ  
區別スルハ通常ナリ、即チ實質上ノ意味ニ於ケル法律トハ法規又ハ  
國法ト云フト同意味ナリ、又ハ少ナク共、成文法ト云フノ意味ニシ  
テ慣習法ニ對スルノ語ナリ、此ノ意味ニ於ケル法律ハ專制政体ノ下  
ニモ存在セリ、

然ルニ立憲政体ノ下ニ於テ国会ヲ設ケ国会ノ議決ヲ以テ法律制定ノ手續ヲ定ムルニ至テ依令其ノ内容ヲ法規ヲ制定スルモノニテラストモ行政権ヲシテ之ヲ行ハシムル国会ノ权限ニ属スルヲ定ムル場合ニハ法律ヲ要スル旨ヲ定メタリ。

例ハハ歳出入ノ予算ヲ定ムルヲ、會計決算ノ審査、國債ヲ起スルノ投票ヲ置クヲ等ノ如キモノナリ。

之レヲ法律ト云フ所以ハ再ニ議會ノ議決ヲ以テセサレハ之レヲ變更スルヲ得サルモノナリシメントスルカ爲メナリ。

国会ヲ以テ直ニ立法権又ハ立法府トナシ國會ノナストハ凡テ之レヲ法律ト云フ法律ハ法律ヲ以テセサレハ改ムルヲ得スト定メ三權分立ノ主義ニ從テ議會ノ獨立ヲ定メタリ。

茲ニ於テ法律ナル語ハ一定ノ内容ヲ有スル特殊ノ統治権ノ作用ノ名称ニハアラスシテ統治権ノ作用ヲ行ハル、方法形式ノ名称トナレリ事柄ノ内容如何ニ係ハラス國會ノ議決ヲ以テ定ムルヲ法律ト

云フ。是レ所謂立憲政体ノ下ニ於ケル法律ノ形式上ノ意味ナリ。

故ニ實質上ノ意味ニ於ケル法律ト形式上ニ於ケル意味ノ法律トハ同一種類ノモノヲニ分ケタルモノニテラスシテ全ク異ル觀念ナリ。

我々憲法ニ於テハ法律又ハ立法權ト云フハ單純ニ法規又ハ法規ヲ定ムルト云フ意味ニハ非ラスシテ帝國議會ノ投票ヲ以テ定メタル法規ノ意味ナルカハ只今述ヘシ法律ノ實質上及ヒ形式上ノ區別ハ我々憲法ニハ適用セラレス。

我々憲法ニ於テハ議會ノ議決ヲ經テ定ムルヲ悉ク皆法律トハ稱セサルナリ。會計ノ予算ヲ定ムルコト、國債ヲ起スルノ如キハ議會ノ投票ヲ經テ定ムルトモ居レモ憲法ニハ之レヲ法律トハ稱言セス。吾憲法ニ於テ法律ト云フハ其ノ形式ト同時ニ一定ノ内容ヲ有スルヲ示ス語ニシテ其ノ内容ハ法規ヲ規定スルモノナラサルヘカラス。又前述ノ如ク我々帝國議會ハ人民ヲ代表シ広キ权限ヲ有シ何事ヲモ十二得ルモノニハアラスシテ其ノ權能ハ憲法ノ賦与セル所ニ止ルヲ

以テ、例セハ人ノ勲功ヲ賞シ又ハ法律上ノ具體的ニ事ヒテ決定スル  
カ如キヲナシテ再ニ議會ノ議決ヲ以テセサレハ之レヲ改ムルヲ  
得サルモノトナスノ機能ヲ有スルモノニテラス夫故ニ我カ憲法上法  
律ト云フハ法規ヲ制定スル一ノ形式ニシテ其ノ實質ニ於テ法規ヲ定  
メサルモノハ無キ也何事ニ拘ハラヌ議會ノ議決ヲ經タルモノハ法律  
ナリトスル定メ方トハ其ノ結果ニ於テ著キ相違アリ、此ノ主義ニヨ  
レハ法規ヲ定ムル内容ヲ有スル法律ニ對シテモ議會ノ議決ヲ以テス  
レハ或ル特定ノ場合ニ例外ヲ設ケ法律ノ名ヲ以テ實質上ノ行政行為  
ヲナシ之レヲ變更シ得ルニ反シテ我カ憲法ニ於テハ依令議決ヲ以テ  
スルモ其ノ内容カ法規ヲ定ムルモノニテラサレハ法律タルヲ能ハス、  
法律ヲ變更スルノ效力ヲ有スルヲ能ハサルナリ、  
夫レ故ニ凡ソ法規ナルモノハ一般ノ規則ナラサルヘカヲサレカ  
又ハ只一個ノ場合ヲ定ムルモノヲモ之レヲ法規ナリトスルヲ得ル  
カト云フ問題ハ議會ノナスルハ何事ニテモ法律ナリトスル主義ヲ採

レハ實質上何レニ定マルモ結果ニ於テ相違ナキモ我憲法ニ於テハ大  
ナル差異アリ、而シテ法規ハ一般ノ規則ナラサルヘカヲサト云フハ  
曾テ述ヘタルカ如ク正当ナリト見サルヘカヲササルヲ以テ我カ憲法  
ニテハ只一個ノ場合ノミヲ定ムルハ實質上行政行為ニ屬スルヲ定  
ムルハ法律ノ範圍ニ屬セサルモノトセサルヘカヲサ、  
以上述ヘタル如ク吾カ憲法ニ於テハ形式上ノ法律、實質上ノ法律  
ノ一部ニ過キサルカ之レ、我カ憲法ノ特色ニシテ諸國ノ憲法ニハ凡ソ  
法規ヲ定ムルニハ法規ノ形式即チ議會ノ議決ヲ以テスヘキモノトセ  
リ、  
之レハ法ナルモノハ人民ノ Will ニシテ人民ノ直接ノ Will 又  
ハ其ノ代表者ニ非レハ之レヲ變更シ補充スルヲ得スト云フ思想ニ  
基クモノニシテ諸國ノ憲法ハ法律ヲ國會ノ制定スルモノナリ、又ハ  
國王ト國會トカ悞同シテ法律ヲ制定シ又ハ國王ハ國會ノ同意ヲ得テ  
法律ヲ制定スト云ヒ居ルカ其ノ法律ト云フハ所謂實質上ノ意味ニ於

ケル法律ニシテ即ち規定ヲ定ムルニハ凡テ必ラス国会ノ議決ヲ以テ  
セサルハカラスサルノ意味ナルコトハ二三ノ反対論アレトモ學者ノ  
通説トシテ認ムル所ナリ、故ニ之等ノ規定ハ法律以外ノ形式ヲ以テ  
法規ヲ定ムルヲ禁スルノ意味ニシテ吾憲法ノ規定トハ全ク其ノ意  
味ヲ異ニス。

吾憲法ハ初ヨリカ、ル主義ヲステ、法規ヲ制定スルハ或ハ法律  
ニヨリ或ハ他ノ形式ニヨルモトナシ殊ニ第九條ニ於テ諸國ノ憲法  
ト長ナリ尤モ広キ範圍ニ於テ議會ノ擬議ヲ經スシテ法規ヲ定ムルコ  
トヲ認ム、三十七條ハ法律制定ノ手續トシテ議會ノ擬議ヲ要スル旨  
ヲ定メタルモノニシテ法律ヲ以テ制定スヘキ事柄ノ範圍ヲ定メタル  
モノニアラス、本條ニ於テ法律ト云フハ法律ナル形式ヲ有スル國法  
ト云フ意味ニシテ広ク法規トイフ意味ニ非サルヲハ、例ハ普國ノ  
憲法第六二條ノ法律ト云フトハ異ナルナリ、或ハ之レヲ形式的ノ  
意味ナリト鮮スレハ、三十七條ハ一ノ無意味ナル *Tautologie* +

リトスル論アリ、法律ヲ制定スルニハ議會ノ擬議ヲ經ルヲ要ス。

議會ノ擬議ヲ經タルモノカ法律ナリト云フカ何故ニ *Tautolo-*  
*gie* ナルカ、法律トハ吾憲法上何タルカノ定義ヲ与ヘタルモノナ  
リ、而シテ吾憲法ハ凡テ法規ヲ定ムルハ議會ノ擬議ヲ經ルモノトセ  
サルト共ニ特ニ法律ヲ以テ議會ノ擬議ヲ經テ定ムヘキ事柄ヲ列挙セ  
リ、一八條、二〇條、二一條下ノ如キナリ。

若シモ、三七條ノ法律ヲ以テ實質上ノ意味ナリトスレハ、一八條ノ如  
キ条文ハ元素無用ノモノニシテ無意味ノ事ヲ揭<sup>啓</sup>スルモノト云ハハ  
ルヘカラス、之レト同様ノ条文ハ普國其他諸國ノ憲法ニモアル學  
者ハ之レヲ鮮<sup>鮮</sup>キテ法律ヲ以テ定ムヘキ事即チ法規ノ主ナルモノヲ  
例示セルモノナリト云ヘリ。

併シ例示トシテハ余リニ不適當ナル事ハ何人モ感知ス、所謂自由  
權ナルモノハ沿革上何々ニ漸次確保セラル、ニ至リシモノニシテ何  
々ノ自由權ニ各重大ナル意味アリ、單純ニ例示トハ見ルコト能ハサ



立法権ノ作用ソノ者ハ命令ヲ与アルトニ存シテソノ内容ヲ定ムル事ハ立法権其者ノ作用ニアラス、帝國議會ハ所謂製成官府ニシテ外部ニ對シ命令スル権能ヲ有スルモノニアラス、議會ノ授贊ハ只法律ノ内容ヲ定ムルトニ付テノミ存スルモノナリ、立法権ノ作用自体即チ法律トシテ命令スルハ天皇ヲ獨リ行フモノナルト吾憲法ノ規定ナリ、議會ハ天皇ト共ニ命令スルニアラス、故ニ天皇ハ議決セルトトモ之レヲ法律トシテ命令スルヤ、否ヤハ對絶的ニ自由ナリ、法律ノ内容ヲ定ムルニハ議會ノ授贊ヲ以テスヘキトハ憲法ノ命スル所ナルカ故ニ議會ノ授贊ヲ經スシテ法律ヲ制定スルヲ能ハサレトモ議會ノ議決セルモノナレハ必ラス之レヲ法律トシテ命令スル行爲ヲハカテサルノ法則ハナシ、天皇カ法律ヲ法律トシテ命令スル行爲ヲ吾憲法ニテハ裁可トイフ、裁可ハ諸國憲法ノ *Sanction* *de* *loi* ト必ラスシモ余一ノモノニアラス、英國ニ於テハ議會ヲ以テ法律制定者トスルカ故ニ國王ノ之レニ對スル行爲ハ自己ノ権能ニヨル止権ニハアラスシテ所謂國王ノ同意ナリ、

一七九一年ノ仙憲法ハ國王ノ与フル *Sanction* ハ國王ノ同意即 *Consentement royal* ナリトナシ、學說ニ於テハ少クトモ國會ト國王ノ権能ハ立法ニ就テハ同等ナリト見タリ、  
獨乙諸國ノ憲法ハ君主カ立法者ナリト云フ主義ヲトリタレトモ皆君主ハ國會ノ同意又ハ許可ヲ得テ立法権ヲ行フ *Justimmung*、  
*Bewilligung*、*Genehmigung*、殊ニ尤モ強ク君主主義ヲ採リシ普國ノ憲法スラモ白國ノ憲法ニ倣テ國王ハ議會ト共同シテ法律ヲ制定スト定メタリ、普國ノ學者ハ權利ノ享有ト權利ノ行使トヲ區別シテ *ius* ト *exercitium iuris*、君主々義ヲ并護セントセシモ斯クノ如キハ只言語上ノ并解ニ止マル、  
君主ノ立法上ノ行爲ハ一般ニ *Acta* ト稱スレド *Acta* ナル語ハ元來國會ヲ以テ立法者ナリトスル考ニモトツタナリ、即國會ノ議決セルトハ已ニ法律ナレ共君主カ之レヲ *Acta* ト云ハハ法律ト此效力ヲ得スルヲ得ヌト云フモノニシテ元來消極的ノ意味ヲ有シ

積極的ニ法律ヲ制定スル行為ニテラス。吾國ノ裁可ハ之レホノ *Sanction* 又ハ *Vote* ト長ナリテ天皇ノ單獨ニ立法スル行為ナリ。議會ハ只法律ノ内容ヲ定ムルニ付テ懐贊スルノミナリ。

四七四

### 法律制定ノ手續

#### 第一 法律案ノ提出

法律案ハ議會ノ懐贊ヲ經テ天皇ノ裁可ヲ以テ成立ス。議會カ之レヲ議決スルニハ議決スヘキ目的物ナカルヘカラス。法律案ヲ定メテ議會ノ議ニ付スルヲ提出ト云フ。法律案ノ内容ヲハ實際上學者其他私人編纂セルモノモアリ。法律案ノ内容ヲ定ムルタメニ特ニ委員ヲ設クルヲモアリ。依テ法律制定ノ法律上ノ手續ハ一定ノ法律案ヲ議會ニ提出スルヲ以テ始マル。法律案ヲ提出スルノ权即チ所謂 *Initiative* ハ政府及ヒ西院ノ有ス所ナリ。(三八条)

西議院ガ提出权ヲ有スルコトハ必ラスシモ天皇カ立法权ヲ行フト矛盾スルモノニアラス。何トナレハ西議院ニ於テ之レヲ提出シ可決シタル法律案ト雖モ天皇ハ之レヲ裁可セサルヲ得ルカ故ナリ。法律案ノ提出权ニ付テハ政府及ヒ西院ノ間ニ何等ノ差等ナシ。如何ナル事項ニ付テモ同様ニ法律案ヲ提出スルヲ得。政府カ法律案ヲ提出スルニハ西院ノ何レヲ先ニスルモ自由ナリ。又同一ノ案ヲ西院ニ同時ニ提出スルヲモ本妨ケス。議會ニ於テ之レヲ提出スルハ其院ニ於テ法律案ヲ可決シコレヲ他ノ院ニ廻附シタルナリ。提出ト同時ニ其ノ院ノ可決已ニ有リタルモノニシテ他ノ院カ可決シタル時ニ再ヒ之レヲ議決スルノ要ナシ。議會カ法律案ヲ可決スルハ憲法ニ所謂法律案ノ提出ニハアラス。西議院ノ一ニ於テ否決セル法律案ハ同開期中ニ再ヒ提出スルヲ得ス(三九条) 一院カ否決シ未ダ他院ノ議ヲ經サルモノハ再ヒ之レヲ他ノ院ニ於テ提出スルヲ得ルカ。又再ヒ提出スヘカヲサル法律案ト云フハ一院

四五五

カ可決シ一院カ否決セルモ一ニ限ルカノ問題ニ付テハ本条ノ精神ヨリ見テ又否決ノ性質上前者ニ對シ鮮明セサルヘカラス、  
作件議員ノ登議ト法律案ノ提出ニ非サルヲ以テ其ノ院ニテ之レヲ否決セル場合ニテモ他ノ議員カ再ヒ之レヲ登議シ又ハ政府若クハ他ノ院ヨリ之レヲ提出スルヲ妨ケス、政府ハ何時タリトモ已ニ提出セル法律案ヲ修正シ、又ハ撤回スルヲ得(議院法三〇条)

### 第二 愼積

提出セラレタル法律案ヲ兩議院カ可決スルヲ云フ、  
愼積ノ方法ハ議決ナリ、議決ノ方法ハ曾テ詳述セリ、愼積ノ性質カ法律ノ内容ヲ定ムル事モ已ニ述ヘシカ如シ、兩議院ハ政府及ヒ他ノ院ヨリ提出セル法律案ヲ修正シテ可決スルコトヲ得、兩議院ノ議合致シタル片ニ帝國議會ハ愼積ナリ、

### 第三 裁可

天皇ハ法律ヲ裁可ス、(六)裁可ハ法律ヲ命令スル行為ニシテ提出及ヒ愼積ハ立法ノ予備ニ過キス、立法ノ行為ソノモノキ唯一ニ裁可ナリ、裁可ニヨリテ法律案カ變シテ法律トナルナリ、裁可ハ議會ノ議決セル法律案ヲ裁可スルナリ、故ニ裁可ハ当然法律カ帝國議會ノ適法ナル愼積ヲ經タルヲ公認スルモノナリ、即チ所謂彼ノ *Prærogative* (特權) ハ裁可ノ中ニ含マレト見サル可カラス、  
公武令第六條ハ法律ノ成文ニハ上諭ヲスルモノトシ上諭ニハ帝國議會ノ愼積ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ右御璽ヲ鈐スルヲ定ム、夫レ故ニ裁可ナリシ法律ニ對シテハ何人モソノ成立ノ手續カ憲法ニ違背スルヤ否ヤチ爭フ事能ハス、裁可ハ絶対的ニ自由ナリ、  
政府ノ提出セル法律案ニシテ議會ニ於テ何チ修正ヲ加フルヲナクシテ可決セルモノニテハ天皇ハ之レヲ裁可スルセサルコトヲ得、

裁可ニ何等ノ期限ナク何時タリトモ裁可ヲ与フルヲ得、或ハ裁可  
 ハハ次ノ開期マテニ与ヘサル可カラスト言フ者アレ此ノ Case  
 開期不継続ノ原則ヲ根拠トシテ已ニ議會ノ議決ヲ經タル法律案カ開  
 期ト共ニ消滅スト見ルヲ能ハス、又議員ノ任期ノ滿了スルヲ以テ裁  
 可ノ期限トスルヲ得サルモ勿論ナリ、議院法、三ニ条ニ兩議院ノ  
 議決ヲ經テ奏上セル議案ニシテ裁可セラレ、モハ次ノ開期マデ  
 公布セラレハントアルヲ見テモ次ノ開期マテニ裁可セラレサモ  
 モル意味タルヲ推測スルヲ得、吾憲法ニテモ裁可アレハ不裁可  
 ナシ、

### 第四 公布

天皇ハ法律ノ公布ヲ命ス、(六条) 公布ハ裁可ノ必然ノ結果ナリ、  
 公布ヲ命スルハ特別ノ形式ヲ俟タスシテ裁可ノ中ニ會マル、モ一十  
 リ、法律ハ裁可ニヨリテ成立ス、公布ハ已ニ成立セル法律ヲ發表ス

ルニ止マル、故ニ公布ハ理論上ナカルヘカラサルノ行為ニアラス、  
 裁可ノミニテ足ル、ト伴特ニ公布ノ手續ヲ定メ、アル Case ニハ一定  
 ノ效果ヲ有ス、即チ法律ハ公布ニヨリテ執行カヲ生スルナリ、固ヨリ  
 法律ニシテ執行カナキモノアルヘキ理ナシト雖モ裁可ノ外ニ公布ノ  
 手續ヲ定メ、アル Case ニハ公布ニヨリテ裁可アリシトテ公布ニ知  
 ルヲ得ルナリ、之レ公布ニヨリテ法律カ現実ナル執行カヲ生スル  
 ト云フ所以ナリ、公布ナケレハ已ニ成立セル法律ト雖モ未タ行ハル  
 、ヲ得ス、公布アレハ臣民ハ皆之レヲ知リタルモノト見做サル、之  
 レヲ知ラサルノ故ヲ以テ法律ノ效力ヲ受クルヲ拒ムヲ能ハス、法  
 律ヲ公布スルハ政府ノ職務ナリ、公布ハ官報ヲ以テス、(公式令、二  
 二条)

官報ニ印刷セラレタル法律ハ公正ナルモノニシテ法律ヲ適用スル  
 者ハ之レヲ以テ法律ノ正文ナリトスヘキモノニシテ、ソレカ裁可ノ正  
 文ト長ナルヤ否ヤヲ審査スルヲ得ス、又審査スルヲ要セス、

合併官報ニ誤植アリタル時ハ官報ニ印刷シタル文章ハ法律ノ成文ニ  
 非サルヲ以テ之レヲ訂正スルハ公布ノ職務ヲ有スル者ノ任務ナリ、  
 天皇裁可ノ時ニハニ議會ノ議決セル法律案ト文字異ナル時ハ天皇カ  
 旨ニ之レヲ改ムルヲ得ルハ言ヲ俟タス、合併之レヲ改メサル間ハ  
 裁可セルモノ正文ナリ、議會ノ奏上セル案文ニ誤アルヲ發見シタ  
 ル中ハ議會ハ之レヲ政府ニ通知スルヲ得、合併直接ニ裁可ノ正文  
 ヲ改ムルノ效力ヲ有セス、法例第一條ハ法律ハ公布ノ日ヨリ起算シ  
 滿ニ。日ヲ経テ之レヲ施行スル旨ヲ定ム、公布ノ日ヨリ執行力ヲ生  
 スルモノナレト便宜上一定期日ヲ隔テ施行スルモノトセリ、只  
 法律ニ於テ別段ノ施行期日ヲ定メタルトキハ此ノカキリニアラサル  
 ナリ、  
 憲法上ノ立法事項即チ法律ヲ以テ定メサルハカラスト定メテレタ  
 ル事項ハ必ラス法律ノ形式ヲ以テセサルハカラス、又法律ハ法律ヲ  
 以テセサレハ之レヲ廢スコト、變更スルコトヲ得ス、然ルニ議會ハ

常設官府ニムアラヌ、議會ノ開会中ナラサル時ニ意外ノ事件ヲ生シ  
 之レニ對シテ一定ノ処置ヲサントスルニハ立法事項ニ屬スル事柄  
 ニ付テ新クニ規定ヲ設ケ又ハ現行ノ法律ヲ廢シ變更セザル可カラザ  
 ル緊急ノ必要ヲ生スルヲ豫想セザルハカラス、故ニ憲法第八條ハ  
 天皇ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クルタメニ緊急ノ  
 必要ニヨリ帝國議會開会ノ Case ニ於テ法律ニ更ル可キ勅令ヲ發  
 スルヲ定ム、勅令トハ天皇カ議會ノ代替ヲ經テ發スル命令ナ  
 リ、此ノ勅令ハ法律ニ代ハル勅令ナリ、即チ法律ノナシケルヲ爲  
 ス勅令ニシテ即チ憲法上ノ立法事項ヲ定メ法律ヲ廢シ變更スルノ效  
 カアルモノナリ、憲法三一條ノ定ムル所ニヨリ戰時又ハ國家ノ事變  
 ノ Case ニ於テ憲法第二章ノ規定ニ係ラサル行為ヲトルコトヲ得  
 故ニ第八條ノ勅令ヲ發スルハ法律ヲ廢止變更スル Case ニ限リ  
 憲法ノ規定ヲ停止スルカ爲メニ之レヲ發スルヲ得スト云フ者アレ  
 氏必ラスシモ然ラス、何トナレハ第三十一條ト第八條トハ始メヨリ

其ノ範圍ヲ是ニシ立法律事項ハ憲法第二章ノ事項ノミニ限ルモノニア  
 ラズ、又第八條ハ法律ヲ制定スルノニ關シ第三一條ハ広ク大權ノ施  
 行ニ于テ、夫レ故ニ第八條ノ勅令ハ広ク法律ノナシタル事ヲナシ得  
 ルナリト見サルヘカラス、亦併法律ノナシ得サルノナシ又力ナキハ  
 言ヲ俟タス、此ノ勅令ヲ以テ憲法、皇室典範ヲ廢止變更シ得サルハ  
 言ヲ追モナシ、普國其他ノ多數ノ國ノ憲法ニテハ此ノ效力ヲ以テ憲  
 法ニ違反スルヲ得サル旨ヲ明言ス、Baden 及ヒ其他ノ憲法  
 ニハ此ノ明言ナキヲ以テ憲法ヲ變更スルヲ得ト云ハル、亦併之レ  
 ハ法律ヲ以テ憲法ヲ變更シ得ルモノナリト云フヲ前提トスルモノ  
 ニシテ之レヲ吾憲法ノ解釈ニ適用スルヲ能ハス、

憲法第八條ハ法律ニ代ハルヘキ勅令ヲ登スルヲ得ハキ *Case*  
 ヲ限定ス、

- 一、其ノ目的ハ公共ノ安全ヲ保持シヌハ其ノ災厄ヲ避クルタルニ在  
 ナルコトヲ要ス、諸國ノ憲法ニハ特ニ其ノ目的ヲ限ラサルモノ  
 ノモアレトモ此ノ勅令ヲ登スルノ必要ハ主トシテ公共ノ安全  
 ヲ保持シ其ノ災厄ヲサクルトニテラサルヘカラス、吾憲法ハ  
 之レヲ明カニセルナリ、夫レ故ニ積極的ニ人民ノ幸福ヲ増進  
 スル目的ノタメニ此ノ勅令ヲ登スルヲ得ヌ、消極的ニ之レ  
 ヲ爲サ、レハ公共ノ安全ヲ保持シ其ノ災厄ヲ避クルヲ得サ  
 ル場合ナラサルヘカラス
- 二、帝國議會ノ閉會中ナルヲ要ス、閉會中トハ開會中ニ非サル  
 ノ意ナリ、此ノ條件モ性質上当然ナリト云ハサルヘカラス、  
 只此ノ勅令ヲ登スルハ閉會中ナレハ足り必ラスシモ議會ヲ召  
 集スルヲ能ハサル *Case* 一タルヲ要セス、
- 三、其ノ必要カ緊急ナルヲ要ス、  
 緊急ノ程度ハ議會ノ開會ヲ待ツヲ能ハサル程度タルヲ要ス、

通常此ノ勅令ヲ緊急勅令ト称スル所以茲ニアリ、  
此ノ勅令ハ次ノ開期ニ於テ帝國議會ニ提出スル事ヲ要ス、若シ議  
會ニ於テ承諾セサルハ政府ノ將來ニ向テ效力ヲ失フヘキヲ公布  
セサル可カラス、

此ノ勅令ヲ議會ニ提出シテ承諾ヲ求ムルノ目的ハ此ノ勅令ヲ將來  
ニ向テ存続スルヤ否ヤニ付テ議會ノ意見ヲ徵スルニアリ、此ノ勅令  
ヲ登スルハ元來法律ニ對スル著シキ例外ナルヲ以テ之レヲ存続ス  
ルヤ否ヤヲ議會ノ議決ヲ經テ決セントスルナリ、若シ承諾セザルト  
キハ政府ノ將來ニ向ツテ效力ヲ失フヘキコトヲ公布スヘク、承諾ヲ  
得レハ依然トシテ其ノ效力ヲ存続ス、承諾ヲ得ザル場合ト雖モ直ニ  
ニ其ノ效力ヲ失フニアラス、政府力其先旨ヲ公布スルニアリテ其ノ  
效力ヲ失フモノナリ、政府若シ此レヲ公布セザルハ義務違反ノ責  
ヲ負フ可キモ勅令其ノモノハ当然効力ヲ失フナシ、承諾ヲ得タル  
場合ニモ勅令ヲ變シテ法律トナルニアラス、旧ノ如ク勅令ナリ、法

律ハ法律トシテ議會ノ投票ヲ得テ法律ノ形式ヲ以テ發布セラレタル  
モノナラサルハカラス、承諾ノ投票ト異ナルハ曾テ速ハタルカ如  
ク承諾ハ勅令ヲ以テ法律ヲラシムル効力ヲ有スルモノニアラス、  
此ノ勅令ハ初メヨリ完全ナル勅令ニシテ假令其ノ實質ニ於テ所謂臨  
時ノ立法タルモノナレトモ其ノ形式ニ於テハ完全ナル國法ナリ、  
承諾ヲ以テ解除条件トスルモノニアラス、又固ヨリ承諾ハ無ナル行  
爲ヲ追認スルモノニアラス、緊急勅令ヲ登スルハ憲法ノ認メタル適  
法且ツ有效ノ行為ナリ、夫レ故ニ緊急勅令ニ對スル議會ノ承諾ハ人  
ノ或ハ信スル如クニ政府ニ對シテ責任解除ヲノ意味ヲ有スルモノニ  
アラス、其ノ事ハ憲法ノ文字ヲ見ルモ明ラカナリ、然ルニ承諾ヲ以  
テ責任解除ナリト云フハ英國ノ制度ヲ誤解セシヨリ出ツルモノナリ、  
英國ニ於テ政府力緊急ノ必要アル Caseニ法律ニ異レル知置ヲナ  
シ之レヲ會期ニ於テ議會ニ提出シ同意ヲ求ムルハ責任ノ解除ヲ求ム  
ル意味ニシテ之レヲ Bill of Indemnityト云フ、

不併責任解除ナルモノ、アルトハ前ニ為セル政府ノ本来ノ違法ナル  
 日故ナリ、英國ニ於テハ国王カ緊急ノ命令ヲ發シテ現行ノ法律ヲ停  
 止スルトハ一六八九年ノ *Bill of Rights* 以來嚴重ニ禁セ  
 ラル所ナリ、故ニ緊急ノ必要ニ応シテ常法ヲ停止スルトハ依令其ノ  
 事項カ国家人民ノタメニ有益ナル效果ヲ生シ實際已ムヲ得サルモノ  
 トスルモ其ノ形式ニ於テハ違法ニシテ憲法上許サレコトニシテ政  
 府ハ只己レノ危険ニ於テ之レヲ断行スルヲ得ルモノトセラル、  
 故ニ右ニ議會開会セル時ニハ之レヲ提出シテ適達法ヲ犯セル事ニ付  
 テ責任ノ解除ヲ求ムルナリ、責任解除アルトモ違法ハ仍且違法ニシ  
 テ之レヲ適法トスルニアラス、前ノ行為ハ議會ノ同意ヲ条件トシテ  
 成立セルモノト云フ性質アラモ存セサルナリ、何知コトモ違法行為  
 ナルヲ以テ責任ノ解除アルナリ、之レ英國ノ *Bill of Indemnity*  
 法理ナリ、  
 我憲法ハ全ク之レト異リテ緊急勅令ヲ發スルヲアルハ憲法ノ認メ

タル適法ノ行為ナリ、之レニ對シテ責任解除アルコトハ英國ト同一  
 ニ言フヲ能ハス故ニ承諾ノ意味ハ別ニ之レヲ求メサルヘカラス即チ  
 憲法ハ若シ承諾セサルトキハ政府ハ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘ  
 シト定メ居ルナリ、固ヨリ緊急勅令カ違法ニ發セラル、コトモアリ  
 不併適法ニ對スル責任ハ如何ナル *Case* ニモ存シテ独リ緊急勅令  
 ノ *Case* ノミニ限ラス緊急勅令ナルモノハ如何ナル *Case*  
 ニモ必ラス違法ナルヲ前提トスル責任解除ノ説ハ吾憲法ノ解釈ト  
 シテハ採ルコト能ハス、

緊急勅令ノ制度カ諸國ニ行ハル、ニ至レルハ一八一四年ノ仏ノ憲  
 法第十四条ヲ初メトス、此ノ条文ハ元素英制度ヲ模倣スル筈ナリシ  
 モ憲法ノ上ニ於テ国王カ緊急勅令ヲ發スル權ヲリト明言セル以上ハ  
 最早ヤ違法トル行為ト云フ能ハス、英國トハ全然異ナル制度ヲ設ケ  
 タルモノト言ハサルヘカラス、故ニ緊急勅令ヲ發スル權カ違法ニ  
 行ハル、時ニハ之レニ對スル責任ハ凡テノ *Case* ニ於ケルト同様ニ

ニ存在スル正ノナルカ当然ナル車ノ両輪 (Council) 一ニテ承  
諾ノ制定ナカルヘカラスト云フ事能ハス、故ニ諸國ノ憲法例ハハ、

*Baden Wurttemberg* ノ憲法カ緊急勅令ヲ認メナカラ

テハ一八四四年ノ憲法ニ倣テ君主ノ緊急勅令發布ノ权ヲ認メナカ  
ラ英國風ノ承諾ノ制度ヲモ認メタルハ其スルニ英、*Bill of*

*Indemnity* ノ法理ヲ誤解セルモト云フハシ、夫レ故ニ

之等ノ憲法ニ於テハ承諾ノ制度ハ *Bill of Indemnity*

ノ制度ノ意味ヲ有スルニアラスシテ他ニ其ノ意味アラサルヘカ

ラサルトナレリ、独乙ノ一般通説ニ於ケルカ如ク承諾ノ勅令ノ效

力存続スルヤ否ヤヲ決スルニ在リト云ハサルヘカラス、吾憲法ハ此  
ノ意味ヲ明ラカニシテ、若シ承諾ヲ得サル時ハ其ノ效果ヲ失フイテ  
公布スヘキ旨ヲ定メタルナリ、

緊急勅令ハ以上速ヘタル如キ性質ノモノナルヲ故ニ人ノ或ハ曰フ

カ如ク議會ノ承諾ハ元素解除条件ニシテ從テ議會ノ承諾又ハ不承

諾決スルマテハ之レヲ廢止スルコトヲ得サルモノナリト云フコトヲ

得ス一度簽シタル緊急勅令ヲ不用ニナレハ何時タリトモ之レヲ廢止

シ得ルハ言ヲ俟タヌサルナリ、緊急勅令ヲ廢止スルニハ如何ナル

形式ヲ以テスヘキカ、或ハ緊急勅令ハ法律ニ代ハル效カヲ有スルヲ

以テ法律ヲ以テスルカスハ再ヒ緊急勅令ヲ以テセサレハ廢止スルヲ

ヲ得スト云フ論ヲレトモ法律ニ代ハラレトイヘハ法律ノミナシ得ル

ナリト爲シ得ルト云フニ止マリ自カラ后ニ法律ヲ以テセサレハ廢止ス

ルナリ得サル形式的效カヲ有スルモノニアラス、緊急勅令ノ他ノ勅

令ト區別セラル、ハ其ノ内容ニアリテソノ形式ニハ有セス、形式ニ

於テハ仍且單純ナル命令ナリ、

從テ之レヲ廢止スルニハ勅令ヲ以テスレハ足り必ラスシモ法律ヲ

以テスルナリ必要トセス、再ヒ緊急勅令ヲ以テセサルヘカラスト云

フハ全ク不通ノ論ニシテ緊急勅令ト云ヘル特別ノ形式アルニアラス、

緊急勅令ヲ以テセサルハカラスト云フハ要スルニ勅令ニテ足ルト云  
フコトニ帰スルナリ。

若シ再ヒ緊急ノ必要ナケレハ之レヲ廢止シ得ストノ意味ナラハ何  
ノ意味タルカヲ了解スルヲ能ハサルナリ、固ヨリ緊急勅令ヲ変更ス  
ルハ其ノ緊急勅令ノ内容カ立法事項ニアラサルモノナル時ニ勅令ヲ  
以テ足ルトスルモ立法事項ヲ定メタル緊急勅令ハ之レヲ法律ヲ以テ  
セサレハ変更シ得サルヲハ言フ迄モナシ、又ハ説ニハ緊急勅令ハ議  
会ノ承諾ヲ得ル道ハ勅令ヲ以テ廢止スルヲ得レトモ承諾アリタル  
后ハ法律又ハ緊急勅令ヲ以テセサレハ廢シ得スト言フモノアレモ前  
述ノ如ク承諾ハ勅令ヲ変シテ法律トナス効力ヲ有スルモノニアラサ  
ルナリ、

緊急勅令カ次ノ議會ノ開会前ニ廢止セラルタル片ハ之レヲ提出  
スルヲ要セサルハ言フ迄モナシ、何トナレハ何ヲ提出スヘキカ提  
出スルモノナケレハナリ、議會ノ承認ハ其ノモノカ將來ニ向ツテ効

力ヲ存続スヘキヤ否ヤヲ決スルモノナリ、已ニ存在セサル勅令ニ付  
テ其ノ効力ノ存続ヲ議スルノ余地ナシ、

緊急勅令ヲ以テ法律ヲ廢止シタル片ハ其ノ時ニ緊急勅令カ効力ヲ  
廢止スシ直キニ消滅セルモノナルカ故ニ之レヲ議會ニ提出シテ其ノ  
効力ヲ存続セシムヘキヤ否ヤヲ決スヘキモノ、存在セサルヲハ前ト  
同様ナリ故ニ緊急勅令ヲ以テ法律ヲ廢止シタル片ハ其ノ緊急勅令カ  
承諾ヲ得サリシ 議院ニハ前ノ法律ニ復活スルヤトノ問題始メヨ  
リ問題ニナラス、緊急勅令ハ條件付ニ一時法律ノ効力ヲ  
停止セルモノニ非ラサルヲ以テ前ノ法律復活セルモノト云フヲ能  
ハス、

議會ニ於テ一院カ不承諾ヲ決シタルトキハ他ノ院ノ議決ヲ俟タス  
シテ不承諾トセサル可カラス、不承諾ハ積極的ニ決議セラレサルハ  
カラス、議決ナカリシヲハ不承諾ニアラス、

委任命令

憲法カ法律ヲ以テ規定スヘシト定メタル事項ハ必ラス法律ヲ以テ定ムヘキモノニシテ他ノ形式ヲ以テ定ムヘカラス、憲法ノ法律ヲ以テ定ムヘシト云フ意味ハ即チ他ノ形式ヲ以テ定ムルコトヲ禁スルノ意ナリ、諸国ニ於テハ法律ヲ要スル事項ナリトモ法律カ自ラ之レヲ定ムルノ權ヲ命令シ委任セル時ハ命令ヲ以テ之レヲ定ムルヲ得ルヲハ實際上學說上一致ニ認メラル所ナリ、之レハ之レ等ノ国々ニ於テ法律ヲ要スル事項ノ範圍ヲ凡テ法規ヲ定ムルニ及ボス結果ヲ生スル實際上ノ不便ヨリ生スルモノナレバ法律ヲ制定スルヲ以テ恰カモ国会ト稱スル權利主体ノ權利ナルカ如クニ自己ノ權利ハ自由ニ之レヲ他人ニ委任スルヲ得ルトノ觀念ニ基クモノニシテ中世以來国会ト固玉トテ以テ相對立スル權利主体ナリトスル事ニモトツク、合併今日ノ國家ニ於テハ国会ハ權利主体ニアラス、所謂國家

ノ機關ニシテ其ノ權限ハ憲法ノ規定ニヨリテ必ラス行ハサルヘカラスル職務ニシテ自由ニ放棄シ得ル權利ニハアラス、或ハ憲法カ法律ヲ以テ規定スヘシト云フハ法律カ如何ナル方法ヲ以テ之レヲ定ムヘキカヲ限リ居ルモノニアラス、故ニ法律自ラ之レヲ定ムルモ法律ヲ以テ之レヲ定ムルヘノ方法ナリ、又法律ヲ以テ他ノ方法ニヨリテ定ムルトイフヲ定ムルモ亦法律ヲ以テ定ムルヘノ方法ナリ、故ニ委任命令ハ必ラスシモ憲法ノ禁スル所ニアラストスル論モアリ、此ノ思想ハ仍且国会ハ自己ノ權利トシテ法律ヲ制定スルモノナリト云フ、思想ニ基クト虽モ依リニ法律自ラ他ノ方法ヲ以テ定ムト定ムルハ仍且法律ヲ以テ定ムルヘノ方法ナリトスルモ憲法カ法律ヲ以テ定ムヘシト云フハ官府ノ權限ヲ確定シテ他ノ方法ヲ以テ之レヲ定ムルコトヲ禁シ居ルカ故ニ恰カモ他ノ方法ヲ以テ定ムヘシト云フハ法律トナシ得サルヲナリト云ハサルヘカラス、然ラストスレハ憲法ノ法律ヲ以テスヘシト云フハ全ク無意味ニ陥ルナラン、憲法モ又法律ノ一種ト

シテ法律ヲ以テスレハ憲法ト異ナル規定ナシトスレハ格別然ラザル  
ヲ以テ上ハ憲法ノ規定ニ直接ニ違反シテ法律ヲ以テ憲法ノ法律ヲ以  
テ定ム可シトスル事項ヲ命令ニテモ可ナリト定ムルハ憲法違反ナリ  
ト云フヘシ。

## 第二章 豫算

國家ノ歳出入ニ付テ毎年豫算ヲ定ムヘキヲハ憲法六十四條ノ定ム  
ル所ナリ、豫算ハ毎年ノ一切ノ歳出入ニ付テ予メ定ムル所ノ見積リ  
計算表ニヨリテ收支ノ適合ヲ明カニシ一定ノ計劃ニ從テ收入シ支出  
スルヲ期スルモノナリ、凡テ大ナル會計ニ於テハ豫算ヲ定メザル  
ハナシ、豫算ハ其ノ實質ニ於テ財政ノ運用ノ技術上ノ意味ヲ有スル  
モノ也、豫算ハ官府ニ對シ一定ノ金額ヲ收入シ支出スルノ權利又ハ  
義務ヲ与フルモノニハアラス、凡ソ官府ノ金錢ヲ支出スルハ支出ソ

ノモノヲ目的トスルニアラス、官府ハ金錢ヲ支出スルタメニ行動ス  
ルモノニアラス、其ノ制限ニ屬スル作用ヲナス結果一定ノ支出ヲナ  
スナリ、而シテ官府ノ一定ノ行動ヲナス權利ト義務トハ官制法令ノ  
定ムル所ニシテ豫算ヲ以テ之レヲ定ムルニアラス、凡ソ官制法令ノ  
只官府ノ其ノ制限ニ屬スル行動ヲナスノ結果自ラ金錢ノ支出ヲ要ス  
ルカ故ニ其ノ金額ヲ見積リ定ムルニ止マル故ニ官府ハ豫算ニ其ノ綱  
目ヲ掲ケスト雖モ法令ノ命スル所ハ必ラス之レヲナサハルヘカラス  
又法令ノ直接ニ命セザルナリモ其ノ制限ニ於テ必要ニ志シ施行ス  
ヘシト定マリ居ルモノハ其ノ生スル時ハ必ラス之レヲナサハルヘカ  
ラス、之レカ爲ニ必要ナル費用ハ之レヲ行フノ自然ノ結果ニシテ金  
額ノ故ヲ以テ法令ノ命シ又ハ、制限上必要ナル行動ヲナスヘキ職務ヲ  
懈ルコト能ハサルナリ又反對ニ豫算ニ其ノ綱目ヲ掲ケザルモ官府ノ  
自由ニ裁量シテ必要ニ志シテ施行スヘシト定メタルモノハ固ヨリ之  
レヲ行ハサルナリ得可ク又之レヲ行フト雖モ必ラス豫算ニ定メタル

金額ヲ支出セサル可ラサルノ義務ナキハ言フ俟タス、  
 收入ニ付テハ之レト同一ニ論スルヲ能ハス、何トナレハ收入ニハ  
 收入其ノモノヲ目的トスルモノアレハナリ、收入ソノモノヲ目的ト  
 スルニアラシテ一定ノ行為ノ結果自然ノ收入ヲ生スルモノ例ヘハ  
 官業ノ收入固有土地ノ租ヒ下ケ、罰金没收等ノ如キモノニ付テハ之  
 レニ対スル予算ノ意味ハ支出ノ *cost* ト同一ニシテ予算ニヨリテ  
 其ノ行為ヲナス権利義務ヲ生スルモノニアラス、然ラハ收入ソノモ  
 ノヲ目的トスル行為ハ予算ヲ以テ授権ノ意義アリヤト見ル可キヤト  
 言フニ收入ニシテ收入其ノモノヲ目的トスルモノハ租税及ヒ公債ナ  
 リ、然ルニ租税ハ法律ヲ以テ之レヲ定メ徴收スルヲハ憲法ノ明カニ  
 定ムル所ナリ、予算ナクテモ租税ハ法律ニ從テ必ラス徴收セラル、  
 モノナリ、而シテ法律ノ定ムル所ノ税率ニヨリ租税ノ目的物ノ存  
 在スルニ從テ徴收セラル、モノニシテ其ノ金額モ亦予算ヲ以テ確定  
 シウヘキモノニハアラス、予算ハ只前年ノ平均ニヨリテ今年ノ見込

額ヲ計算スルナリ、公債ハ又帝國議會ノ授權ヲ經テ之レヲ起スモノ  
 ナルヲハ憲法ノ別ニ定ムル所ニシテ予算ニヨリテ公債ヲ起シ得ルモ  
 ノニアラス、予算ハ只起サルヘキ公債ノ金額ヲ見積表ノ上ニ示スニ  
 止マル、之レヲ要スルニ予算ナルモノハ收入支出ノ権利及義務ノ法  
 律上ノ原因ヲナスモノニアラスシテ他ノ一定ノ原因ニヨリテ之レヲ  
 ル事ヲ予想スヘキ收入支出ノ金額ノ概算見積ナリ、  
 夫レ故ニ予算ノ拘束力ハ性質上收入支出ノ綱目ヲ定メ其ノ金額ヲ  
 限定スル効力ヲ有スルモノニアラス、收入ニハ予算ニ綱目ナクテモ  
 法令ニヨリ又ハ官府ノ職務トシテ之レヲ行ハサルヘカラス、其ノ金  
 額ハ予算ノ額ヲ越スルモ差支ナリ、又之レニ及ホサ、ルモ可ナリ、  
 支出ニ付テモ又同様ナリ、予算ニ綱目ナクテモ法令ノ命スル所ニハ  
 行ハサルヘカラス、必要ナル事務ハナク、ルヘカラス、金額ノ予算  
 文ケ支出セサルヘカラスト去フコトナシ、金額ヲ超過スルヲモ亦見  
 積ヲ以テ拘束セントスルモノニアラス、憲法モ亦之レヲ予想シテ避

クハキカラサレ予算ノ不足ヲ補フタメニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必  
 要ノ費用ニ充ツルタメニ予備費ヲ定ムル旨ヲ規定スハ大九条  
 只豫算ニ綱目ナキ支出又ハ予算ノ金額ヲ超過セル支出ヲナシタル中  
 ハ右日帝國議會ノ承諾ヲ求ム可キ旨ヲ定ムルモ之レハ別ニ意味アリ  
 テ之レヲ禁スルノ意ニアラス、只此ノ支出ハ豫メ設クル所ノ予備費  
 ノ内ヨリ十廿、ルヘカラヌ、予備費ヲ超エテハ何等ノ支出オモナ  
 コト能ハス、即チ予算ノ拘束力カハ歸スル所此ノ点ニ存スルヤナリ、  
 夫レ故ニ會計法ハ予算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項  
 ノ金額ヲ使レ之レ流用シ得サル旨ヲ定ム(會計法十二條) 只茲ニ注  
 意スヘキハ官府カ予算以外又ハ予算超過ノ支出ヲナスモ予算ニ違反  
 シタリト云フノミニシテ必ラスシモ其ノ職務ニ違反シタリト云フ  
 能ハサルコトナリ

予算ハ帝國議會ノ撥賛ヲ經テ定ムルハキ、ハ憲法第六十四條ニ規定  
 スル所ナリ、其ノ立法ハ趣旨ヲ按スルニ其ノコトヲ定ムルニ付テ

鄭重ナラン、予算ノミナラス、政務ノ施行ニ必要ナル費用ノ予算  
 ナ定ムルニ付テ之レヲ政務ノ局ニ當ル官府以外ノ官府タル議會ヲ議  
 決ヲ經テ定ムルモノトスレハ費用ノ誤出ヲ防キ從テ政務執行ノ紊乱  
 ナカラシムルヲ期スル最良ノ方法ナリ、予算制度ノ起源ヲ尋ヌル  
 ニ國ト等級會議ヲ國王ニ對シテ稅租即チ金錢ノ支払ヲ承諾スルノ形  
 式ナリシナリ、中世ノ封建制度ノ下ニ於テハ政務ノ費用ハ國王ノ私  
 有財産ノ收入ニヨリテ支弁セラレタリ、コレニテ猶足ラザリシ中ハ  
 等級會議ヲ召集シテ之レニ對シテ或ル金額ヲ差出スヘキヲ要求セ  
 シナリ、

等級ハ國王ニ對シテ独立ナル權利主体ナルヲ以テ自由ニ之レヲ承  
 諾シ又ハ拒絕スルヲ得タリ、此ノ金錢支払ノ承諾カ予算ヲ國會ニ  
 於テ議決スル制度ノ起源ナリ、英國ノ國會ハ中世ノ等級會議ヨリ發  
 達セシモノナル事ハ曾テ述ヘタルカ如シ、封建國家カ統一セル國家  
 トナリ金錢支払ノ承諾カ租稅トナリシ後ニ於テモ此ノ精神ヲ承諾經

予テ予算ハ租税ヲ承諾スルモノニシテ政府ハ国会ヲ承諾ナケレハ毎  
年租税ヲ徵收シ得スト云フハ英國法ノ原則トスル所ナリ、四八〇 仏革命ノ  
初メ一七九一年ノ憲法ハ又租税ハ毎年議會ノ承諾ヲ得サレハ徵收ス  
ルヲ得サルモノト定メタリ、之レハ英國制度ニ倣ヒシト云フヨリ  
寧ロ當時ノ事情ト天賦ノ人権ノ思想ニモトツケルモノナリ、合併其後  
ノ他憲法ハ大体ニ於テ此ノ主義ヲ採レリ、一八三一年ノ自國憲法ハ  
租税ハ毎年國會ノ議決ヲ以テ定ム可キヲ規定シ(一八三一年)一切ノ  
歳入歳出ハ毎年法律ヲ以テ定ムル所ノ予算ニ依テサレハ之レヲ行フ  
ヲ得サルモノトセリ、(一八五五)之レ諸國ノ一般ニ模範トセシ近世ノ  
予算制定ナリ、

独乙ノ諸國ニ於テハ *Belgium*、*Wurtemberg*  
等ニ於テハ中世ノ制度ヲ依リテ國會ハ租税ヲ承諾スト云フヲ規定  
ス、例ハ、*Wurtemberg*、憲法第一〇九條ハ國王所有財産  
ノ收入不足ナル時ハ租税ヲ以テ國費ヲ支払フヲ得、租税ハ國會ノ

承諾ナケレ支拂ハル、一トナシト規定ス、普國ノ憲法ハ自國憲法ニ倣  
フテ一切ノ收入支出ハ毎年法律ヲ以テ定ムト定メタリ(九九條)

合併租税ハ毎年國會ノ承諾ヲ要スルト云フ主義ヲ捨テ、現行ノ租  
税ハ將來承継シテ徵收スルコトヲ定メ(普國憲法一〇九條、我憲六  
三)ト同シテ永久ノ法律ニヨリテ徵收セラルモノトセリ、

租税ノ承諾ノ主義ヲ採用スル憲法ノ下ニ於テハ真正ノ意義ニ於ケ  
ル予算ノ規定ハナシト云フ可シ合併議會ハ租税ノ必要ヲ認ムルカ爲  
メニ歳出ヲモ審査セサルハカラス、又普國ノ如ク予算ハ國會ノ議決  
ヲ以テ定ムヘキ事ヲ規定スルモ租税ハ永久ニ法律ニヨリテ徵收セラ  
ラル、モノトスル憲法ニ於テハ予算表ニ租税ノ金額ヲ掲ケ居ルハ只  
歳出ノ源ヲ示スニ止マルト云ハサルハカラス、我憲法ニ於テ予算ハ  
議會ノ撥贊ヲ奉テ也  
又租税ノ承諾ニアラサルヲハ言テ俟タ  
ス、租税ハ法律ニヨリテ徵收スルヲハ憲法五一條ノ規定スル所ナリ、  
第六二條第一項及六三條第一條存スル以上ハ必ラスシモナカル

ハカラサルノ条文ニハアラサルモ租税ハ毎年議會ノ議決ヲ以テ定ムルモノニ非ラサル一ハ尤モ明白ナリ。加之、白田憲法、普國憲法其ノ他ノ諸國ノ憲法ニ於ケルカ如ク予算ヲ以テ法律ノ種ナリトスルモ亦吾憲法ノ採ラサル所ナリ。之等ノ憲法ニ於テモ予算ハ法律ナリト云フハ實質上法則ヲ定ムルノ意味ニハアラス。予算ノ實質ハニニ反對説モアレヒ *quest* 以來一概ノ通説ナルカ如ク一ノ行政行為ナリ。然ラハ之レヲ法律ヲ以テ定ムルト云フハ如何ナル意味ナルカ独乙學者ハ一概ニ國會ノ同意ヲ以テ定ムルト云フニ止マルト云フモ法律ト云フ以上ハ法律タル形式の效力ヲ有シ法律ヲ變更シ法律ニヨルニアラサレハ變更セラレサルモノトセサルヘカラヌサルナリ。吾憲法ハ明ニ予算ハ帝國議會ノ恩積ヲ經テ定ムヘント云フ而已ニシテ之レヲ法律トハ云ハサルナリ

然ラハ我國ニ於テハ予算ニ對スル議會ノ議決ハ法律上如何ナル *Revenue* 有スルカ此ノ点ニ付テ先ツ明ラカニス可キヲ予算ヲ

定ムルモノハ天皇ニシテ議會ニ非サルナリ。議會ノ恩積ヲ經テ之レ定ムトシテ議會之レヲ定ムトハ云ハス予算ハ天皇ノ裁可ヲ要スル中否ヤノ事ヲ問題トスル人アレトモ天皇力之レヲ定ムルモノナル以上ハ天皇ノ之レヲ定ムル行為即裁可ヲ要スル一ハ言フ俟タス。公武令第九條ハ之レヲ基礎トシテ規定ヲ設ク。如斯予算ハ天皇ノ定ムルモノナルカ故ニ議會ノ之レニ對スル恩積ハ議會ヲ政府ニ向テ財政ヲナスノ委員任ヲ与フルモノナリ。又ハ訓令ヲ与フルモノナリトスルヲ能ハス *Jakband* ハ予算ノ議決ハ政府ノ責任ヲ豫メ解除スルモノニシテ予算以外ノ支出ハ後ニ議會ニ提出シテ之レヲ聲明シ責任解除ヲ求ムヘキニシテ予算ニ依ルハ初メヨリ議會ニヨリテ承諾セラレタルモノナリト称スルモ政府ハ天皇ノ命ニヨリテ支出スルモノニシテ議會ノ承認ヲ俟ツテ始メテ支出シ得ルモノニハアラサルナリ。假令予算外ノ支出ヲナスモ憲法上何等議會ニ對スル責任ヲ發生セサルナリ。凡ソ予算ヲ以テ議會カ政府ノ收入支出ヲナス

(this end)

承認スルモノナリト云フハ議會ト政府トノ地位ヲ見誤リタルモノナリト云ハサル可カラズ、

議會ノ豫算ハ法律ニ場合ト同様ニ天皇カ之レヲ定メラル、ニ對シテ意見ヲ上申スルニ過キス實際ニ於テ收入支出ニ對シ議會カ是誠ナキ事ヲ表明スル意見アリトスルニ法律上之レヲ承認シ又ハ責任ヲ解除スル効カアルモノニ非ラズ、隨テ予算ハ議會ノ議決ノミヲ以テ成立スルモノニ非ラズシテ天皇カ之レヲ裁可スセラル、ニヨリテ初メ予算トシテ成立スルナリ

予算ハ歳入ノ見積表ナルカ故ニ予算ニハ憲法、法律、命令ニヨリテ其他ノ已ニ定マル歳入ノ之レヲ計上セサル可ラサルナリト云フ道モナシ之レヲ計上セサル予算ハ欠缺アル予算ニシテ會計法第ニ條ニ所謂一切ノ歳入ヲ掲ケル總予算ニアラス、若シモ予算ヲ以テ形式的法律ナリトスレハ法律命令ハ定マル收入支出ヲ計上セサル時ハ之レヲ變更スル効カアルモノトナス可キナラシモ吾憲法ハ

予算ヲ法律トセサル事前述ノ如ク、夫故ニ議會ハ予算ヲ議定スルニ當テ之レヲ修正シテ議決スル权限ハ有スレトモ法律命令ニヨリ其他ノ已ニ定メ歳入歳出ハ之レヲ廢除スルヲ能ハス、其ノ金額モ亦已ニ定メルモノニ對シテハ之レヲ刪減シ得サルハ当然ノコトナリ、之レ議會ノ予算議定ニ于テハ性質上ノ制限ナリ、憲法ニヨリテ定マレル歳出ハ皇室經費ナリ、第六十六條ハ皇室經費現在ノ定額ニヨリ毎年之レヲ支出シ將來増額ヲ要スルCaseノ外議會ノ撥充ヲ經ルヲ要セズト規定ス、故ニ皇室經費ハ其ノ項目金額共ニ定マルノ支出ニシテ依令計算ヲ合スルタメニ予算表ニ掲ケアルトモ議會ハ之レヲ廢除刪減スルコト能ハヌサルナリ、以テ予備費モ亦之レヲ廢除スルヲ得ズ、第六九條ハ避ク可カラサル予算ノ不足ヲ補フタメニ又ハ予算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充當スルタメニ予備費ヲ設クルヘシト定ム故ニ予備費ハ憲法ニ於テ其ノ必要ヲ定メタルノ支出ナリト云ハサルヘカラズ、只ソノ金額ハ憲法ノ定メサリシ所ナルヲ以テ議會ニテ之

レテ削減スルヲ得、又六八条ハ特別ノ必要ニ依リ政府ニ予メ年限  
ヲ定メ継続費トシテ議會ノ撥充ヲ求メ得ルモノトセリ、継続費ハ數  
年ニ向テ定ムル予算ニシテ一度之レヲ定ムルハ次ノ年度以下ニ於  
テハ之レヲ已定ノ支出ト見サルヘカラス、從テ議會ニ於テ之レヲ廢  
除削減スルヲ能ハサルナリ、以上述ヘタル外吾憲法ハ予算議定權ニ  
對シテ尙一ノ制限ヲ設ク憲法第六十七條ナリ、憲法上ノ大權ニ基ケル  
已定ノ歳出トハ次ノ章ニテ述フ可キ憲法上ノ大權ニ屬スル事項ニシ  
テ天皇ノ大權ヲ以テ定メタル支出ナリ、已定トハ予算議定スル時ヨ  
リ以前ニ定マリオルトノ意味ナリ例ヘハ外國ト條約ヲ締結シテ一定  
ノ支出ヲナスヘキ事ヲ約束シタ Case 常備兵額ヲ増加シタル場合  
ノ如キ也或ハ已定トハ前年度ノ予算ニ於テ已定セルモノ、意ナリト  
スレニ當リ得サルナリ此ノ見解ハモト普同ノ憲法ニ於テ第六十七條  
ト同様ノ規定ナキニ係ラス議會ノ予算議定權ヲ制限セントシテ *Jaba*  
ノ採リシ說ナレトモ預算ハ毎年之ヲ定ムルモノニシテ假令官府ハ

四八六

其ノ一度決ニタルコトヲ改メサル限リハ之レニ東縛セラレ、モノナ  
リト云フヲ原則ナリトスルモ之レヲ予算ニ適用スルヲ能ハス、前年  
度ノ予算ニ拘ケアルヲ以テ今年度ノ予算ニ於テ之レヲ削除シ得  
スト云フコト能ハス、憲法ノ已定ト云フハ前年度ノ算才ニ拘ケアル  
ト否トノ向ハス前年度ノ予算ノ決定セシ旨ニ於テモ憲法上ノ大權ニ  
基キテ定メラレタルトキ此ノ費用ヲ指スモノナリ  
法律ノ結果ニヨル歳出トハ例ヘハ恩給法ニヨル 航路補助法ニヨル  
補助金ノ如キナリ、  
法律上ノ政府ノ義務ニ屬スル歳出トハ法律ヲ以テ直接ニ定メタム  
歳出ニアラスニテ契約其他ノ原因ニヨリテ法律上政府ノ義務トシテ  
定マル歳出ナリ之等ノ支出ハ前述ノ如ク予算ナシト雖モ政府ノ支出  
セサル不可、モノニシテ予算ニヨリテ初メテ支出ノ根拠ヲ生スルモ  
ノニアラス、作伴ヲ議會ハ予算ヲ議定スルニ當リテ直接ニ法律命令  
ヲ變更セサル限リハ之レヲ修正ヲ加エテ議決スルコトヲ得、作伴ヲ

四八七

之ガノ支出ニ付キテハ之ヲ在除削減スルニ付キテ予ノ政府ノ全意ヲ得サル不可トハ本条ノ旨意ナリ、本条ヲ設ケタル立法ノ主旨ハ例ハ政府カ外国ニ對シテ條約ニヨリテ一定ノ金額ヲ支拂フ可キコトヲ約束セルカ如キ場合ニ於テ之レヲ在除削減セラル、場合ト如キハ條約ヲ行使スルニ能ハサル結果ヲ生スヘキカ故ニ議會ニ於テ自由ニ之レヲ在除削減スルコトヲ得ス、政府ニ於テ例セハ之レヲ次ノ年度ニ於テ延期スルカ如キ方法ヲ採リ得ルモノトシテ全意ヲ與ヘタル時ニ於テ初メテ在除削減シ得ルモノトセリ

本条ハ裁憲法ノ一ノ特色ニシテ立法者ノ際ク意ヲ用ヒタル処ナリ本条ハ或ル人ノ云フカ如ク予算議定權ノ降格止、制限即チ前同ニモ述ヘタルカ如ク行政行為タル予算ヲ以テ法律命令ヲ變更スヘカラザルト云フノ原則ヲ明カニセルモノニハ非ラス、例セハ條約ニヨル支拂契約ニヨル公債ノ利子ノ如キモノハ之レヲ在除削減スルモ法律命令ニ直接ニ違反スルモノト云フ能ハス、

又本条ハ政府ノ全意ヲ以テ在除削減ヲナスノノ結識ヲナスノ要件トナス即チ政府ノ全意ヲ得タル時ハ在除削減ヲナシ得ルモノナリ、然ルニ予算ヲ以テ法令ヲ變更スヘカラサルノ原則ハ政府ト虽モ勳カス可カラサル処ナリ、政府ノ全意ヲ以テ憲法ノ原則ヲ履スコト能ハス、若シモ論者ノ説ノ如シトスレハ本条ハ予算議定權ヲ制限スルモノニアラステ之レヲ拡張シ性價上爲シ得サルコトヲ政府ノ全意ヲ得ルニ爲シ得ルトスルノ結トナル也、故ニ本条カ政府ノ全意ヲ得レハ在除削減スルコトヲ得ル範圍ニ限キルモノト見サルヘカラス

在除シ又ハ削減シ得サルモノアリ、斯クノ如キ歳出ハ性價上政府ノ全意ヲ得ルモ在除又ハ削減スルコトヲ得サル歳出ナリ、本条ノ歳出ハ法律命令ニ於テ直接ニ支出ノ必要ノ定マラサル歳出及ヒ其ノ金額ヲ定マラサル歳出ニ付キテ存スルモノナリ

予算ハ立憲政体ノ運用上重要ナル關係ヲ有ス、三權對立ノ組織ハ若シモ予算ナカリセハ政府ハ收入シ支出スルコトヲ得ス

トノ主義ヲ採ランニハ到底完全ニ行ハル、トテ得ス政府ハ議會ノ勢  
 カノ下ニ立ツヲ得ス、普國ニ於ケルカ如ク租税ハ永久ノ法律ニヨリ  
 テ入り来レルモノトシ毎年ノ予算ヲ以テ收入ノ源トセサルトキハ議  
 會ノ優勢ハ尚完全ナルヲ得ス併シ作ラ白國ノ如ク租税ノ毎年之レヲ  
 定ムルモノトスルトキハ議會予算ヲ議決セサルトキハ政府ハ收入ヲ  
 得ル道無ク故國務大臣ハ辭職スル外ナク議院政治ハ完全ニ行ル、ト  
 リ故ニ一畝ニ租稅兼諸權ノ有無ヲ以テ議院政治ノ行ハル、ト否トノ  
 分ル、其トス乍併議院政治カ完全ニ行ルニ至ラハ租稅ノ兼諸ノミナ  
 ラス歳出予算ノ拒絶モ全ク不用モノトナル  
 英國ノ如ク議院政治ノ行ハル、場合ニハ議會カ租稅ヲ兼諸セズ予算  
 ヲ拒絶スルカ如キハ實際上全ク有り得ヘカラス、一片ノ不信任投票  
 ハ内閣ノ運命ヲ決スルモノニシテ議會ニ多数ヲ占ムル内閣ノ黨派ハ  
 予算ヲ拒絶スル理ナン

普國ノ有名ナル一八六一年以來ノ憲法爭議 *Verfassungsschwierigkeiten*  
*conflict* (1861-6年迄) 議會カ數々本部予算ヲ拒絶シテ大

衝突ヲ起セルハ普國ニホテ議院政治行ナハレザリシ証拠ナリ

*Bismarck*ノ言ヘルカ如ク *Compromiss*ニ依  
 ラサレハ之レヲ解決スルヲ得ザルハ未タ議院政治ト云フ能ハス、又  
 普國憲法爭議ノ時代ニハ數年ニ亘リテ予算成立セズ *Bismarck*  
 ハ其レニ拘ハラズ巨額ノ支出ヲ新行シタレバ議院政治ノ行ハレサル  
 以上ハ政府ハ必ラスシモ辭職セサルヘカラサル事ナシト云モ議會ハ  
 何時タリトモ予算ヲ以テ政府ヲ威脅スルコトヲ得ルモノナリ *Land*  
*bank*ノ如キハ議會ハ予算ノ全部ヲ拒絶スルモ尚ホ憲法ニ支  
 出シ得ルト云フノ理窟ヲ立テシモ必ラスシモ貫徹セル議論ト云フ能  
 ハス、予算カ成立セサルノ故ヲ以テ國家ノ活動ヲ中止シ國ノ瓦解ヲ  
 来スヘキコトハ有ル事ニ非ラズト云フモ之レ政治上ノ原則ニシテ法  
 律ノ辭義ニアラス、之レヲ以テ稅法憲法ハ七十一條ニ於テ議會ニ於  
 テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサル時ハ前年度ノ予算ヲ施行  
 スヘキ旨ヲ定メタリ

本条ノ設ニヨリヨ子算金庫成立セシテ露出ノ行ハル場合ハ金ク  
ナキコトヲナシ、本条ハ諸國ノ憲法ニ例ノ少ナキ規定ニシテ、或ル  
人ハ本条ノ存スル限リハ日本ハ尚本專制國ナリト云フヘシト虽モ少  
ナクトモ本条ノ存スルニ依リテ議院政治ハ我國ニ於テ行ハルコト  
困難ナリト云ハサルヘカラス

曾テ述ヘタルカ如ク子算ハ收入支出ノ見積リ計善表タル性備ヲ有  
スルモノニシテ絶対収、拘束カアルモノニアラス政府ハ子算ニ掲ケ  
タル金額ヲ必ラス出支セサルヘカラスルノ義務ナキト共必要アレハ  
子算以上ノ支出ヲナスコトヲ得、憲法ハ之レヲ豫想シテ避クヘカテ  
サル子算ノ不足ヲ補フカ爲メニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用  
ニ充ツルカ爲メニ子備費ヲ設クル事ヲ定メタリ、只此ノ場合ニハ何  
日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ストス、承諾ハ果シテ其ノ支出  
ノ必要アリシヤ否ヤヲ審査シ認定スル意味ヲ有スルナリ、作係ラ責  
責任ヲ解除スルノ意ヲ有スルモノニハアラス、

議會ノ承諾セサルトキハ如何ニ是法第八条ノ場合ニ於テケルカ如  
クニ其ノ効力ヲ定メ居ラサルナリ、避クヘカテサル子算ノ不足ヲ補  
フ爲メニ又ハ子算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル支出ハ必ラス子  
算費ヨリ之レヲナサルヘカラス、各款項ノ金額ヲ流用スルトセハ  
子算ハ無意味トナル(會計法十二条)又收入カ子算ヨリ多キカ爲メニ  
又ハ支出カ子算セヨリ少ナキカ爲メニ剰余金ヲ生スルモ之レヲ臨時  
ノ支出ニ充ツルコト能ハス(會計法十條)、然ラハ子備費以上ノ支出  
ヲ要スルトキハ如何、臨時ノ議會ヲ召集セサル限リハ會計法第五條  
ノ定メニテ追加子算法方ニヨルカ然ラサル時ハ憲法七十條ノ財政上  
ノ緊急処分ヲ行フノ外ナキナリ

豫算ハ毎年之レヲ定ム(六十四條)

子算ノ効力ハ一年ニ限ル、数年ニ亘リテ子算ヲ定ムルコトハ憲法ノ  
認メサル処ナリ

子算成立セサル時ハ前年度ノ子算ヲ施行スルモ前年度ノ子算カ今

年度ニ対シテ效力ヲ有スルニ非ラストシテ今年度ノ予算トシテ行ハ  
ルナリ、會計法ハ此ノ意味ヲ明ラカニシテ各年度ニ決定セル經費  
ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ヌ(會計法ニ  
又毎會計年度ノ政府ノ經費ニ充ツル定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之  
レニ充ツヘキ旨ヲ定ム)

會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス、會計年度  
開始前ニ豫算ハ其ノ性質上決定サレサルヘカラス、若シモ會計年度  
開始前ニ尚ホ議決セ<sup>又ハ或一可キキハ其ノ性質上決定セル定額トシテ</sup>ラレズ<sup>又ハ或一可キキハ其ノ性質上決定セル定額トシテ</sup>ハ只一ツアルノミ<sup>一切ノ歳入一切ノ</sup>一切ノ歳入一切ノ  
支出ノ計上スルモノトス(會計法ニ條)、之レヲ政府ノ予算ニ編成シテ  
或ハ所得税ハ陸海軍ノ使用ニ地租税ハ大寺ノ費用ニ充ツルト云フカ  
如ク予算ヲ分割シ又ハ一年ヲ數期ニ分ケテ予算ヲ編成スルコト雖ハ  
ス然レ<sup>トラス</sup>議會ハ予算ノ一部ニ改竄ヲ與ヒ他ノ一部ニ<sup>トラス</sup>議定シ得サルモノ  
トラス、

一部議定<sup>レ</sup>ラザルコトアレハ全部分不成立ナリ、又六十七條

ノ支出ニ付キテ政府ト議會トノ意見合ハスレテロハ一ノ項目カ成立セ  
サルコトアリテモ予算ハ全部分不成立ナリ、又予算ノ一項目ニ付キテ  
兩院ノ議合セサル時モ亦予算ハ全部分不成立ナリ  
現行法ハ追加予算及ヒ特別會計ノ制度ヲ認ム、然レナカラ予算不  
割ノ性質ヲ毀ルモノニ非ラス、

追加予算ハ總予算ヲ編成シタル所必要サクベカラサル至費及ヒ法  
律又ハ契約ニ基ク至費ニ不足ヲ生シタル場合ニ制定セラルモノナ  
リ、總テ予算ヲ追加スルモノニシテ独立ノ予算ニ非ラス、

又特別會計ハ一定ノ支出ニ充ツルヘキ一定ノ收入ヲ定ムルモノニ  
シテ會計ノ技術上ノ區別ナリ

憲法上特別ノ會計アリ予算アルニ非ラス均シク<sup>憲法第六十二條第二項ハ國債ヲ起シ及ヒ予算ヲ定ムタルモノヲ除  
際ク外國債ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスハ議會ノ授權ヲ要ストセリ  
政府ノ施行ニ當リテ絶エス債務ヲ生ス例セハ物品ヲ購入スレハ金契</sup>總予算ノ一部也

支松ノ債務ヲ生ス、作併ラ如斯キ行政上ノ債務ハ國債トハ稱セズ、  
國債ハ所謂財政上ノ債務ニシテ舉入ノ不足ヲ補フノ目的ヲ以テ其ノ  
返還ヲ數年ノ恒ニ約束シ金夫ヲ借入ルコトヲ云フ

民法上ノ契約ニ基ク債務ハ行政上ノ債務一種ナリ作併ヲ尋ニ定  
メタル費用以外ニ將來ニ向テ斯クノ如キ債務ヲ生スヘキ契約ヲナス  
ハ又議會ノ授權ヲ要ヘキモノナリ

憲法第七十條ハ公共ノ安全ヲ保持スル爲メ緊急ノ必要アル場合ニ  
於テ政府ハ臨時ノ支出ヲナシ又ハ國債ヲ起スト云フカ如キ必要ナル  
財産上ノ処分ヲナシ得ルコトヲ定ム只内外ノ情況ニヨリ帝國議會ヲ  
召集スルコト能ハサル場合ナラサルヘカラス、只議會ノ閉會中ト云  
フノミニテハ之レヲ行フ能ハス、之レ第八條ノ緊急勅令ト異ナル莫  
ナリ、此ノ処分ヲナシタル時ハ次ノ會期ニ於ケル議會ニ提出シテ其  
承諾ヲ求ムルコトヲ要ス、承諾ナキトキハ效力如何、憲法ハ之レニ  
付キテ何等規定スル処ナシ

### 第三章 裁判

司法権ハ天皇ノ名ニ於テ裁判所之レヲ行フ(憲五十七條)

司法権ノ行動ヲ裁判ト云フ、裁判トハ特定ノ場合ニ對シテ一般ノ  
規定ヲ適用スル主權ノ命令タル行爲ナリ、

裁判ハ區種ノ法ノ區別ニ於テ存在スル國法上ノ裁判ナリ、行政上  
ノ裁判、官吏懲戒ノ裁判ノ如キアリ、又民法上ノ裁判アリ併シ作テ  
憲法ニテハ司法権ト云フハ一切ノ裁判ノ作用ヲ包含スルモノニアラ  
ズシテ民事刑事ノ裁判ノミヲ云フ *Montaigne* ノ三權分  
立論ニ於テ司法ト云ハルハ民事刑事即チ私人ノ行爲ニ對スル裁判ニ  
シテ行政裁判官吏懲戒裁判ノ如キハ其ノ範圍ニ於テ存在セリトスル  
モ行政ノ一部トシテハ司法ト區別セラレタリ

從ツテ諸國ノ憲法ニ於テ独立ノ裁判所ヲシテ行ナハシムヘキモノ  
トセルハ民事刑事ノ裁判ニ限ル、

刑憲法五十七條ノ司法權ニ其ノ範圍ハ之レニ外ナラス、刑憲法ハ  
特ニ行政官ノ違法処分ニ對スル訴訟ニシテ別ニ設クル行政裁判所  
ノ權限ニ屬スルモノハ司法裁判所ノ範圍外ニ在ルモノト是タリ  
(六十一條)

民事裁判所トハ民事ノ訴訟事件ニテスル裁判ナリ、民事トハ私法  
上ト云フ意味ニシテ民事事件訴訟事件トハ各人ノ私法上ノ關係ニ於テ  
一人カ他人ニ對シテ自己ノ權利ノ侵害ヲ回復シ又ハ利権ヲ保全セラ  
レシコトヲ裁判所ニ對シテ要求シ之レニ對シテ判決ヲ與フルノ手續  
ノ全体ヲ云フ

刑事ノ事件トハ各人ノ犯罪ニ對スル罰ヲ科スル裁判事件ナリ、  
刑法ハ公法ナレバ行政裁判官憲兵ノ裁判トハ異ナリテ、犯罪ト云  
ハル私人ノ行為ニテスルモノナリ、此ノ異ハ民事裁判ト全一ナリ、  
何ヲ犯罪トスルカハ刑法ノ定ムル如クナリ、現行ノ制度ニ於テハ裁  
判所ハ民事刑事ノ事件ノ外非訴事件ヲ取扱フコトナシ居レリ、

非訟事件トハ其ノ性質ニ於テ裁判所ニアラス、然シテカラ之レヲ  
裁判所ヲシテ行ハシムルモノハ憲法違反ナラサルコトハ言フヲ俟タ  
ス、

裁判ハ如何ナル本質ヲ有スル主權ノ行動ナルカ事ヲ決スルコトハ  
<sup>必</sup>必シモ裁判タルノ要素ニ非ラス、事ナクシテ裁判アルコトアリ、  
争ノ決定ヲシテ行政処分タルコトモ多シ、裁判ノ手續ニ當事者カ争  
興スルト云フヲモ亦裁判タルノ要素ニアラス裁判ノ手續ニ當事者ヲ未  
興セシムルハ若シ然ラザレバ裁判タルノ性質ヲ失フカ爲メニハアラ  
スレテ裁判ノ公正ヲ保テ裁判ヲシテ誤マリナカラシメントスルニ在  
リ、

適用ハ已テニ定マレル一般の抽象的ノ法規ヲ解決シテ特定ノ事件  
ニ對シ其ノ場合ニ何カ法ナルカヲ決スルモノナリ、所云抽象的ノ法  
ニヨリテ具體的ノ法ヲ決定スルモノナリ  
之レヲ民事裁判所ニ付テ云ハハ主權ハ司法ヲ定メ私人相互ノ權

利義務ヲ是ノヲレモ特定ノ場合ニ付キテ生スルコトアリ、此ノ  
場合ニ私人ヲシテ自ラ己ノ権利ナリト信スル處ヲ実行スルコトヲ得  
ルモノトナシ、自己ノカヲ以テ相手方ヲ強制シテ其ノ目的ヲ達シ得  
ルモノトスレハ公共ノ秩序ハ之レヲ保ツテ能ハサルナラン、主権カ  
法ヲ是ナルコトハ私人ヲシテ自助ノ手段ヲ執ラシムルコトヲ含包ス  
事アル場合ニハ私人ハ己レノ権利ナリト信スルコトヲ主権ニ対シ実  
現セシムルコトヲ要求シ得ルモノトシ、ル要求アリシ場合ニハ主  
権ハ其ノ事莫ク當面シテ法規ヲ解シテ果シテ権利ノ存在スルアルヤ  
否ヤヲ決定シ主権ノカヲ以テ之レヲ現実スルコトヲ約セシムルナリ  
刑事裁判ノ目的ハ如斯ク私人ノ目的ノ爲メニ存在スルモノニ非ラサ  
レモ法ノ適用タルニ於テハ左ヘニシテ刑罰権ノ行使ヲシテ不規則的  
分タラサラシメシメシメノ如何ナル行為ヲ犯罪トスルカ之レニ  
対シテ如何ナル刑罰ヲ科スヘキヤヲ法規ヲ以テ是ノ、犯罪アル行為  
ヲ認ムヘキ場合ハ主権自ウラ之レヲ裁判可ニ要求シテ一般ノ法規ヲ

五〇〇

特別ノ場合ニ適用シ判決ヲ以テ私人ニ対シ罪刑罰ノ執行ヲ命スルモ  
ノナリ、故ニ裁判ハ單純ニ裁判官ノ法ノ解釈ニ干スル意見ヲ表露ス  
ルモノニアラス主権ニヨリテ裁判官ニアラサレハ何人ト呈モ之レヲ  
ナスコトヲ得サル公正ナル法ノ解釈ヲ與フルモノナリ、乍併裁判ハ  
尙ホ夫丈ニ止マラス、当事者ニ対シテ判決ニ従フヘキコトヲ命令ス  
即チ裁判ノ裁判タル所以ハ主権ノ命令タル行為ナルコトニアリ、主  
権ノ命令タル法規ノ適用ニシテ一定ノ法律上ノ效力ヲ有シ当事者ヲ  
拘束シ其ノ事件ニ於テ何カ法律タルカヲ決定ス、  
命令其ノ事實ニ於テ法ノ解釈ヲ誤ルモ判決ハ確定的ナル力ノ命  
令ナリトセリ、判決ハ夫レ自身判決力ヲ有ス、判決ハ権利力ノ命令  
タルニ至テハ立法及ヒ行政ノ作用ト異ナル如クナシ、法ノ適用タル  
コトハ其ノ特色ナリ、立法ノ命令ハ一般の抽象的仮定のトナリ之レ  
ニ反シテ裁判ノ命令ハ具體的特定の終結的ナリ其ノ特定ニ場合ニ對  
スルト云フ莫ハ行政ト同一ナレモ、法ノ適用タルニ於テ異ナル裁判

五〇一

ハ法ヲ適用スルモノニシテ法規ヲ其修ニ適用スルモノナリ、裁判ハ  
拘束セラレタル行爲ニシテ裁判官カ自由ニ裁判スルノ余地ナシ、法  
ノ適用ハ全ノ場合ニ於テハ左一ナラサルヘカラス、裁判ハ其ノ作用  
カ法ノ適用ナルト共ニ法ノ適用カ夫レ自身目的ナリ、之レト異ナリ  
テ行政作用ハ其ノ目的ニヨリテ或ル他ノ目的又ハ結果ヲ得ニトスル  
モノナリ

行政法ハ<sup>憲法ニ定ムル</sup>法ヲ其修ニ適用スル以外ニ活動ノ余地ナクトモ  
其ノ目的ハ例セハ租税ノ坐收兵員ヲ坐收スルニ在リテ法ノ適用其ノ  
モノヲ目的トセス

行政ハ自由ナル行爲ニシテ之レヲ行フ者ク如何ニシテ最モヨク達  
シ得ルヤヲ裁量スルニヨリテ決セラル、モノナリ、

### 第四章 大権

統治権ハ憲法ノ条規ニ依リテ行ハル(四條)

憲法ハ帝國議會ヲ設ケ一定ノ事項ハ其ノ共贊ヲ以テ行フ事ヲ定ム、  
又司法権ハ裁判所之レヲ行フモノナリトセリ。

法律ヲ制定シ予議ヲ定ムルハ天皇ナレ共帝國議會ノ共贊ヲ經スレ  
テ法律ヲ制定スル事ハ<sup>皇ノ名ニテ行ハル</sup>司法権ハ<sup>天皇ノ司法権ニシテ此ノ外ノ</sup>  
事項ニ付キテハ統治ノ意思ヲ構成シ又ハ發表スルニ付キテ<sup>以テ</sup>如  
キ官府ヲ設ケスレテ天皇ハ憲法ノ制定以前ニ於テト全クセリ官府  
集議ヲ要件トスル事ナラシ<sup>テ</sup>之レヲ行ヒ得ルモノトセリ、之レヲ統  
轄レテ大権ト云フ

大権ノ範圍ハ憲法ニ於テ帝國議會ノ共贊ヲ以テ行フト定クノ及ヒ  
裁判所ニ屬セシメタル事項ノ他統治権ノ全範圍ニ及ヒ本クシテ及ハ  
サルモノナキモノナリ

帝國議會ノ权限ハ憲法ノ明ラカニ定メタル如クニ限リ性質上之レニ  
屬スヘキ事項ナルモノナシ、憲法カ議會ノ改竊ヲ以テ行フト定メサ  
ルハ議會ノ权限ニ屬セサルナリ、裁判所ハ司法權ヲ行フ民事刑事ニ  
アテサル事項ハ裁判所ノ权限ニ非ラス、故ニ此ノ意外ニ於テ憲法ニ  
於テ如何ナル官府ノ兼掌ヲモ要件トセサル事項ノ範圍ハ補充シテ統  
治權ノ全範圍ニ及フモノナリ、

大權ノ範圍カ先ツ定マリテ立法及ヒ司法ノ範圍定マルニヨルナシ  
若シ議會裁判所ナカリセハ統治權ハ全部大權ナリ、憲法ニ於テ其ノ  
一部ヲ限リテ議會又ハ裁判所ノ兼掌ヲ以テ之レヲ行フノ要件ト定タ  
シラレタルカ故ニ此如クニ初メテ大權ノ觀念ヲ生スルモノナリ、大權  
ハ特ニ限ラレタル一部分ヲ除キタル大權ノ全部ニシテ凡テノ臣僚ニ  
補充シテ及ハサル如クニ立法權及ヒ司法權ハ殊キ推定ヲ受クルニ反  
シテ大權ハ広キ推定ヲ受ク、其レ故ニ如何ナル事項ヲ以テ大權ニ屬  
スルトナスヘキカハ之レヲ列挙スル能ハス、大權ハ一定ノ實質ヲ有

五〇四

シテ他ト區別セラル統治權ノ一部ニアラス形式的ノ觀念ニシテ其ノ  
實質ニ於テハ立法モ裁判モ又所謂行政モアリ、

國務大臣ハ大權ノ行動ヲ補助シ、樞密顧問官ハ諮詢ニ答エテ其ノ  
儀ヲ奉ル、

併シ作ラ國務大臣ノ補弼及ヒ樞密顧問ノ議ヲ奉ルハ帝國議會ノ改  
竊トハ異ニシテ一定ノ統理意思ヲ成立スル要件ニハアラス、之レナ  
シト雖モ天皇ノ行爲ハ法律上完全ナリ、

國務大臣ハ一定ノ文書ニ副署ス併シ作ラ副署ハ天皇ノ命ヲ奉リテ  
行フ文書ハ公式ナリ

國務大臣及ヒ樞密顧問ノ权限ハ帝國議會及ヒ裁判所ト其ノ行動ノ  
行動ヲニ於テ全ク異ナル夫レ故ニ國務大臣ノ補弼、樞密顧問ニ諮詢  
セラル、コトハ憲法ノ規定ニ之レアリト雖モ大權タルヲ妨グヤサル  
ナリ、之ヲ大權ト云フ所以ハ天皇ノ行フ所トイフ意味ナリ、固ヨリ  
立法權司法權ト雖モ天皇ノ行フ所ナルハ相違ナキモ亦併憲法ヲ改メ

五〇五

一定ノ官府ヲ置キテ其ノ参与ヲ天皇ノ行動ノ要件ナラト定メラルル、  
カ故ニ之ト區別シテ大権ト称スルナリ、憲法ノ議會又ハ裁判所ノ権  
限ナリト定メサル事項ハ天皇ノ自由ニ单独ニ行フ所ナルコトハ我カ  
団体上当然ナリ、我天皇ハ完全ナル主权者ニシテ諸國ノ君主ノ如ク  
憲法ノ明カニ賦与セル権能ヲ有セルノミニアラス、例ハ白国憲法  
第八七条ノ同王ハ憲法及ヒ憲法ニ基キ特別ノ法規ニヨリテ形式的ニ  
賦与セラレタル以外ノ権能ヲ有セサルモノナリ、ト云フカ如キハ  
我天皇ノ地位ヲニ當ラス、天皇ハ統治ノ大権ヲ總攬スルモノナリ、  
特ニ憲法ヲ以テ一定ノ官府ヲ設ケタルモ一定ノ権力之ニ賦与スルニ非  
ス、況ヤ一定ノ官府ヲ設ケサルハ悉ク天皇ニ屬スルハ其明スルマ  
モナシ、之レ即チ大権ナリ、大権ハ即チ所謂行政權又ハ執行權トハ  
同一ナラス諸國ニ於テ三權分立ノ政体ヲ定ムルニ當リ國會及ヒ裁判  
所ト同王又ハ大統領ヲ対立セシメ之ニ各々立法權司法權及ヒ行政權  
ヲ分担セシメタルナリ、例セハ白国憲法ニ九条ニ於テ國王ハ行政權

ヲ有シ憲法ノ定規ニヨリテ之レヲ行フト云フカ如キナリ、行政權トハ  
立法權ノ下ニアリテ法律ヲ施行スルモノナリ、又広ク立法、司法以  
外ノ事項ナリト辨セラルル居ルモ免ニ自國王又ハ大統領ヲ以テ行政權  
ノ主長トナシ國會及ヒ裁判所ト相對立セシメタリ  
此ノ組立ハ我カ憲法ニ於テハ殊ヲサル処ニシテ、根本ニ於テ統治  
權ハ立法モ司法モ皆天皇ノ有スル処ノミナラス所謂行政權ノミヲ大  
權トスルニアラス、大権ハ廣クシテ及ハサルナリ、一定ノ實質ヲ有  
スルコトハニ非ラサルコトハ前述ノ如シ  
乍勝ラ大権ハ天皇ノ権限ニハアラス、権限トハ官府カ主權ニヨリ  
テ之レヲ行フコトヲ定メタル事項ノ範圍ナリ、天皇ハ官府ニ非ラサ  
ルヲ以テ権限ヲ有スルノ理ナシ、只之レヲ行フノ方法ニヨリテ分チ  
テ大権ト称スルノミナリ  
國王ハ統御スレトモ政治者セストノ立憲說ニヨリテ國王ハ之ノ行政  
權スレモ有セサルナリ、Constant 國會及ヒ裁判所ニ對シテ

行政権ヲ有スルモノハ大臣ニシテ國王ハ只其上ニ立テテ中立権又ハ  
攝政権ヲ有スルニ止マルモノトセザルハカラスト述ヘタリ

議院政治ノ行ハル、國ノ君主又ハ大統領ハ實際上何事モナサレル  
地位ニ在リテ行政権スラモ内閣又ハ議會ノ手ニ移リニナリ

我カ大権ハ如斯キ内容ナキ名義上ノモノニアラス與價アル統治権  
ノ主タル部分ナリ、大権ヲ以テ是ムルコトヲ得ル事項ハ其ノ與價ニ  
於テ無制限ナルト云ク其ノ形式ニ於テモ無制限ナリ

憲法ハ如何ナル方法ヲ以テ行フヘキカヲ定メサル別事項アルヲ以  
テ天皇ハ如何ナル方法形式ニ於テ之ヲ行ハル、トモ自由ナリ、天皇  
自カラ之レヲ行ハル、モ可ナリ、又之レヲ適當ナリトセラルレハ一  
定ノ官府ヲ以テ兼與セシメラル、モ可也、只一ツ天皇ノ扱フ如ニヨ  
ル官府ハ憲法ニ設ケラル、官府ヲ以テ兼與セシムルモ可也、又別ニ  
官府ヲ設ケテ之レヲ行ハシムル妨ケナシ夫レ故ニ憲法上ノ大権ノ範  
圍ハ實際上大権トシテ行ハル、範圍ト常ニ異ナルナリ、併シ乍ラ一

定ノ事項ハ必ラス大権トシテ行ハレサルハカラスト定メタルモノア  
リ、大権トシテト云フハ天皇親裁ニシテ之レヲ行フノ意味ナリ、即  
チ帝國議會ノ撥贊ヲ以テ行ヒ又ハ裁判所ヲ以テ之レヲ行ハシムル事  
ヲセズ、又別ニ官府ヲ設ケテ其ノ權限ニ委附スヘカラサルノ意味ナ  
リ、憲法六十七條以下數ヶ條ニ於テ何々ノ權ハ天皇之レヲ行フト定  
ム、之レ天皇ノ大権トシテ行フト定メタルモノナリ、之オノ事  
項ハ國ヨリ大権ナリ然ルニ特ニ天皇之レヲ行フト定メアルハ之レヲ  
帝國議會ノ撥贊ヲ以テ行ヒ裁判所ヲ以テ行ハシムル事項トテ區別シ  
テ之レヲ排斥シテ天皇之レヲ親裁專行スルノ意味ヲ定メタルモノナ  
リ、然ラザレハ本質上之レヲ及ハサルナリ当然大権ニ屬スル事項ノ中  
ニテ一定ノ事項ヲ列挙シテ故更ニ天皇之レヲ行フト云フ意味ヲ解シ  
能ハサルナリ、

大権ハ天皇之レヲ行フニ如何ナル方法ヲ用フルモ差支ナシ、官府  
ノ權限トシテ行ハル、モ可ナレトモ憲法カ故更ニ天皇之レヲ行フト

スル事項ハ帝國議會ノ授贊ヲ以テ之レヲ行ヒ又ハ裁判所ヲシテ之レ  
ヲ行ハシメ又ハ他ノ官府ヲ設ケテ之レヲ行ハシムルコト能ハサル  
ナリ、

或ハ憲法ノ天皇之レヲ行フト云ハル事項ハ大権ヲ例示スルニ止マ  
ルト云フモノモ有レトモ例示トシテハ不適当ナルノミナラス大権ハ  
之レヲ例示セストモ統治権ノ全部ニ亘レルコトハ明ラカニシテ如何  
ナル實績ノモノカ大権ナルカ之レヲ例示スル必要ナシ、又或ハ憲法  
カ何々ノ事項ハ天皇之レヲ行フノミニシテ如何ナル方法ニヨリテ行  
フカヲ定メ居ラサルナリ、故ニ例示ハ議會ノ授贊ヲ以テ之レヲ行フ  
モ矢張り之レヲ行フ一ツノ方法ニテ妨ケナキコトナリト説クモノ  
リ併シ作ラ此事ハ議會ノ授贊ヲ以テ從行ヒ彼ノコトハ裁判所ノ権限  
ヲ以テ之レヲ行フト云ハルト並ヘテ天皇之レヲ行フト云ハルハ之ナ  
ノ官府ニヨリテ行ハル、特別ナル形式ニヨリテ行フト云フ意味ニ對  
スルハ辭義上当然ナルノミナラス若シ斯クセンニハ憲法ヲ統治権ヲ

行使スルノ各規ヲ定メ各種ノ形式法方ヲ定メ居ルハ無意味ナリ、憲  
法ナキト全一ノ結果ニ陥ルナラン若シモ憲法カ是ノ居ル形式ヲ破レ  
之レ流用シ得ルモノトモハ憲法ノ規定ハ結局無意味トナルト云ハサ  
ルヘカラス、固ヨリ立法モ司法モ大権モ皆天皇ノ行フ処ニシテ之レ  
ヲ分ツハ要スルニ之レヲ行フ方法ヲ分ツナリ、

昔天皇ノ行フ処ナリト云フモ憲法ノ是ムル形式ニヨラサレハ憲法  
違反ナリト云ハサル可カラス、如斯キ憲法ニ於テ天皇之レヲ行フト  
定メ天皇ノ親裁事項ヲ要件トシタル事項ヲ憲法上ノ大権事項ト云ヒ  
又ハ憲法上ノ親裁事項ト稱スルモ可ナリ

憲法上ノ大権事項ハ議會授贊ヲ以テ之レヲ行フト得又裁判所  
ヲシテ之レヲ行ハシムルコト能ハサルノミナラス特ニ官府ヲ設ケテ  
之レヲ行ハシムルコト能ハス、憲法カ天皇ノ親裁論衡ヲ必要トシテ天  
皇之レヲ行フト定ムルハ一切ノ官府カ衆議ヲ排斥スルノ意ニテ憲法  
以下ノ官制ヲ以テ之レヲ亂ス等許サズ例之モシモ内務大臣ヲシテ憲

法改正ノ彙案ヲセシメ又ハ陸海軍ノ統御ヲ將軍ニ任委スル如キハ決  
 シテ憲法ノ期スル也ニイラス、若シモ此レカ能フトセハ憲法ニテ天  
 皇之レヲ行フト定メタルコトカ無意味ニ歸セン、天皇自ラ大権事項  
 ヲ行ヒ諸般ノ政治ノ中心タルコトカ我憲法ノ仕組ナリ若シ凡テ之レ  
 ヲ一定ノ官府ニ委任シテ天皇ハ手ヲ扶キテ無官ノ地位ニ居ルヲ得  
 ルトセハ憲法ノ精神ニ反スト謂ヘサルヘカラス、若シモ之レヲ一先  
 ノ特別ノ官府ニ委任スルコトヲ能フトセハ議會又ハ裁判所ニモ委任  
 スル外ハ可能ノ理ナリ、若シ然ラハ憲法全体ノ組織ヲ紊亂スルモノ  
 ト云ハサルヘカラス、然レモ憲法上ノ大権事項ハ恰カモ國務大臣ノ  
 補弼又ハ枢密顧問ノ諮詢ノ如クニ一先ノ官府ヲ設ケテ其ノ意見ヲ呈  
 シ又ハ一定ノ官府ヲシテ之レヲ執行セシムルコトヲ妨クケス、例之  
 陸海軍ノ統御ノ外ニモ陸軍參謀本部、海軍々令部ヲ置キテ行政官ヲ  
 ヲレテ條約ヲ施行セシムルカ如キ  
 大権事項ノ列挙、

一、(七三) 憲法改正ノ彙案ハ勅令、裁可ハ大権

二、(六) 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及ヒ執行ヲ命ス(公布及ヒ  
 執行ヲ命スヘキ其者)

三、(八) 緊急勅令

四、(九) 法律ノ執行、公共ノ安寧、臣民ノ幸福、為メ命令法律ヲ  
 執行シテ公共ノ安寧秩序ヲ維持シ及ヒ臣民ノ幸福ヲ増進スルハ  
 一執行行政ノ目的ナルカ故ニ之レヲ通常行政命令ト云フ、公共ノ  
 安寧秩序ヲ維持スルハ主トシテ警察ニシテ臣民ノ幸福ヲ増進ス  
 ルハ所謂助長行為ナリ、國政ヲ廻同時ニ從テ軍政外政財政及ヒ  
 内政ノ四種トセハ公共ノ安寧秩序ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増長ス  
 ルハ主トシテ内政ニ屬スルモノナリ、併シ作ラ現行政度ニ於テ  
 内政ナルモノハ一定ノ確定セル範圍ヲ有セルノミナラス公共ノ  
 安寧秩序ヲ保持シ臣民ノ幸福ヲ増進スルハ特別ノ目的ヲ有スル  
 モノニアラサル限リハ一統統治ノ目的ナリト見ルヘク本條ノ主

旨并一般ノ統治ノ目的ノ外ニ命令ヲ發スルコトヲ認ムルモ存ス  
 或ル一部ノ目的ノ為ノニ命令ヲ發スルコトヲ認メタルモノニア  
 ラスト解ス可キナリ、之レヲ通常行政命令ト云フ、行政内部ノ  
 規則ヲ定ムルモノナリトノ意ナラス一般臣民ニ対スル法規ヲ定  
 ムルモノナリ、行政命令ト云フ意味ハ一般行政ノ目的ノ為ノニ  
 係スル命令ナリト云フノ意ニ解スヘク、然レモ立法司法及ヒ行  
 政ノ區別ハ主權ノ作用ノ内容ニヨル分別ニテラス、公共ノ秩序  
 秩序ヲ保持シ臣民ノ幸福ヲ保持スルコトハ独リ行政ノミナラス  
 立法モ司法モ同様ナリ、然ルニ之レヲ行政命令ト云フハ君主ヲ  
 以テ命令ニ対シ行政官ノ首長ナルノ考ニ基キ其ノ君主ヲ單獨ニ  
 係スルモノタル故ニ行政命令ト云ヒ来レルナリ、若シ然リトセ  
 ハ誤マレル考ヲ基トスルモノニシテ排斥セサルヘカラス、又或  
 ハ之レヲ独立命令ト云フモノアリ君主カ議會ノ意思ニ拘ハラズ  
 独立ニ發スルモノナリト云フ可キモ亦適當ナル名稱ニテラサ

ルコトハ説明ノ要ナシ

本条ノ命令ハ法規ヲ定メサスモノモアリ得レ氏之トシテ法規ヲ  
 定ムルヲ以テ其ノ内容トナス本条ハ本ク一般ノ目的ノ為ノニ天  
 皇カ議會カ發贊ヲ經ルコトナクシテ法規ヲ定ムルヲ認メタルモノ  
 ナリテ諸國ノ憲法ニ類例ナキ我憲法ノ特色ナリ、前述ノ如ク諸  
 國ノ憲法ハ一般的ニ凡テ其ノ法規ヲ制定スルハ法律ノ形式即チ  
 國會ノ同意ヲ以テ之レヲ定ムヘキモノトナシ其ノ意外ノ形式ヲ  
 以テ法規ヲ制定スル余地ヲ有セサルナリ併シ乍ラ斯ルルハ實  
 際上不便ニシテ到底之レヲ貫徹スルコト能ハサル故ニ法律ヲ施  
 行スル高ノニ君主カ命令ヲ發スルコトハ之レヲ憲法ニ認メサル  
 モ性質上当然ノナリトシ所謂執行命令又ハ或ル特別ノ事情ノ  
 アル地方ニテハ行政官ノ其ノ地方ニ特別ナル法規ヲ定ムルコ  
 ト能フトシ(所謂地方規則)又或ル警察ノ目的ノタメニ警察ハ性質  
 上法律上ニテモ之レテ命令ヲ發クルヲ得トナシ又更ニ一歩ヲ進

ノテ前記ノ如ク法律ヲ委任セリ、命令ヲ發スルコトヲ能フトセ  
リ謂所委任命令也、我憲法ハ初ノヨリ九条ヲ設ケテ一般統治ノ目  
的ノヲシメ天皇ハ命令ヲ發シ法規ヲ制定スルコト能フモノタル  
ヲ明文ヲ以テ規定セルナリ

憲九条ノ命令ハ法律ノ例外タル性質ヲ有セス法規ヲ制定スルニ  
ヨリ單純ニ法律ノ形式ヨリ命令ノ形式アリ相並ヒテ立法ノ形式  
タリ凡テ法規ヲ制度スルニハ憲ク法律ヲ以テセサルハカラスト  
ハ我憲法ノ原則ニアラス法律ヲ以テ定ムルコトヲ要スルハ一定  
ノ事項ニ限ル然レテ之ホノ事項ニ付キテハ命令ヲ以テ規定スル  
コト能ハス、九条ハ例外トシテ命令ヲ以テ立法事項ヲ定ムルコ  
トヲ得トセルニアラス、若シ然リトナシ諸權ノ事項ヲ掲ケテ立  
法事項トシテナカラ之レニ對シテ一般概括上公共ノ安寧秩序ヲ  
保持シ臣民ノ幸福ヲ増進スルタメニ命令ヲ以テモ并之レホノ事  
項ニ付キテ規定スルヲ得トセリ、立法事項ノ規定ノ空文ニ過キ

スト去フヘシ、然レトモ法律立法事項以外ノ事項ハ之レヲ規定  
スルコトヲ得サルモノニアラス、憲法上ノ大權事項ニ屬スル事項  
項ハ法律ヲ以テ規定スルコト第ハサレモ憲法ニテ特ニ具ノ形式  
ヲ限ラサルモノハ、命令ヲ以テ定ムルモ法律ヲ以テ定ムルニ自  
由ナリ、通常之レヲ自由立法事項ト云フ、第九條ノ事項ハ所云  
自由立法事項ナリノ範圍也、此ノ範圍ノ事項カ立法ハ法律ヲ以  
テ或ハ命令ヲ以テ定ムルカ一ニ便宜ニヨル、其ノ法律ヲ以テ定  
メタルモノ命令ヲ以テ定メタルモノモ國法タル效力ニ於テハ強  
弱アリ相並ニテ行ハル、併シ作テ法律ヲ以テ一度占領セル區域  
ハ何ニ命令ニテ之レヲ定ムルコトヲ得ス、反對ニ命令ヲ以テ定  
メタル區域ハ之レニ拘ヘラス法律ヲ以テ定ムルコトヲ得、即チ  
法律ト命令トカ其ノ規定ノ内容ニテ予轄セルトキ法律ノ規定ヲ  
以テ現行法トナス  
蓋シ九條ノ命令ヲ以テ法律ヲ變更シ得スト規定セシメ故ナリ、

凡例

全一ノ区域ニ於テニフノ是ナル形式ノ規定ハアリ得ルモノト定  
ノタル以上ハ此ノ子孫カ定マラサルヘカラス、法規ノ制定ノ形  
式ヲ定メタル以上ハ一形式ヲ以テ定メサルヘカラス事項ヲ限定  
スルカ又ハ他ノ形式ト互ニ抗衡スルカヲ定メサルヘカラス、然  
ラサレハ形式ヲ區別セサルハ熱意味トナル例之立法事項ノ如ク  
必ラス法律ノ形式ヲ以テノミ定メ得ルトセル事項ノ外ノ形式ヲ  
以テ之レヲ定ムル時ハ不法也、第九條ハ法律ニテモ命令ニテモ  
定メ得ルモノトセル故ニ命令ヲ以テ法律ヲ表シ更ニ得スト定メ  
タリ、之レヲ法律命令ノ形式的効力ト云フ、實際的効力ハ法律  
モ命令モ同様ナリ、臣民ハ之レカ遵奉セサルヘカラス、形式的  
効力カ強弱アルモノト定メアルナリ、此ノ規定ノアル結果一度  
法律トシテ定メタル事項ハ其ノ法律カ在止セラレサル限りハ其  
ノ事項ハ立法事項タルト全一ノ効力ヲ有シ命令ヲ以テ定ムルコ  
ト能ハサルナリ

本条ニ命令ヲ稱シ又ハ稱セシムルコトアリ稱セシムルコトハ一  
定ノ官府ヲ以テセシメテ稱セシムトノ意ナリ、  
如斯キ場合ニハ之レヲ併スルハ大権ノ作用ナラサルモ之レヲ稱  
セシムルハ大権ノ作用也  
五、(七) 天皇ハ議會ヲ召集シ開閉ヲ命ス  
六、(四三) 會期ノ延長ハ必ラス勅命ニヨル  
六、(三四) 貴族院ハ貴族院令即チ勅令ノ形式ニヨル  
七、(一〇) 天皇行政各部ノ官制  
官制トハ行政各部ノ事務ヲ分担シ之レヲ執行スル官府ヲ設置シ  
其ノ組織權限ヲ定ムル法規ナリ  
官制カ法規タルノ性質ヲ有スルハ前言ノ如シ、諸國ノ憲法ニハ  
凡テ法規ヲ定ムルニハ法律ヲ以テセサルヘカラスト定ムル故ニ  
官制カ法規ナリヤ否ヤハ大ニイナル爭議ノ問題トナル然レモ我  
國憲法ニテハ何レニ決スルトモ結果全一ナリ

第十條ノ規定ニヨリテ天皇ノ大権ニ屬シ法律ヲ以テ是ハハカラ  
サル事項也、

文武官ノ捧給ヲ定メ之レヲ任免スルモ亦大権ニ屬ス法律ヲ以テ  
定ムヘカラス

文武官トハ広ク一切ノ官吏ヲ包括セルモノニテ例外ハナキナリ  
(裁判官) 殊ニ國務大臣ヲ任免スルハ天皇ノ大権ナルハ立憲法運  
用ノ中極ナルハ嘗テ述ヘン如シ

法律ヲ以テ官制ヲ定ムルコト不能ナレバ法律カ一定ノ事項ヲ規  
定スルニ微リテ其ノ事項ハ已ノ何レカニ官ノ施行スル処ト  
定ムルハ妨タケナシ、斯ク規定ハ新ニ官ヲ設定シ官ノ权限  
ヲ定ムル官制々定ノ大権ヲ犯スモノトハ鮮スル能ハス、夫故ニ  
斯ル法律ノ規定アルモ右ニ官制ヲ以テ官ノ施行止シ又ハ官ノ  
名稱ハ組織ノ限ヲ改タムルコトハ其ノ法律ニヨリテ少シモ東  
縛ヒレサルナリ、法律ノ意思如何ニヨリテ或ハ其ノ事項ニ他

ノ官府ノ管轄ニ移ルコトモアリ、又名稱組織ノ限ヲ改タムルモ  
其ノ官府ノ管轄ニ止ムルコトアリ又或ハ其ノ事項ヲ管轄スル官  
府ナキニ至ルコトモアリ、法律ニ於テ主務官ナトアリ又ハ特  
ニ官ノ名稱ヲ掲ケアルモ全株ナリ

憲法十條其ノ但各ニ於テ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特別ヲ奉ケタ  
ルモノハ各其ノ條項ニヨルト云ヘリ、若シモ之レヲ解シテ法律  
ヲ以テシテモ官制ヲ設クルコトヲ得ルノ意ナリトセハ、本條ノ  
前半ハ悉ク無意味トナルナラン、伊藤公ノ憲法義解ニ行政裁判  
所及ヒ會計検査院ハノ構成ハ法律ニヨル事ヲ示セルナリ、本條  
ニ特別ヲ掲ケタルト云フコトヨリ、スルハ憲法ニテ特別ニ設ケ  
又ハ憲法發布ノ時ニ法律ニ於テ已テニ特別ヲ掲ケタルモノハ之  
ヲ例外トスル意味ナリト解スヘキ也

八(二) 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス  
統帥トハ陸海軍ニ對スル最高ノ指揮命令ヲ云フ、

帝國ノ陸海軍ハ不可分ノ一國ヲナス只一ノ最高ノ指揮命令者アリテ其ノ規則ヲ得テ其ノ活動ヲセシメサルヘカラス。天皇ハ大元帥トシ統帥大権ヲ有スルコトハ我建國以來ノ制度ナリ。

陸海軍編成及ヒ常備兵額ヲ定ムルモ亦天皇ノ大権トセリ(一三三)。諸國ノ憲法ハ君主ヲ以テ軍隊ノ統指揮権ヲ有スルモノトセリ。通常ナレハ軍隊ノ編成及常備兵額ヲ定ムルハ天皇ノ大権トセルハ我憲法ノ特色ノ一ナリ。

蓋シ軍隊編成及ヒ常備兵額ヲ定ムルコトハ軍隊ノ統帥ニ應接シテ爾ルヘカラル關係ヲ有ス、其レ故ニ諸國ニ於テ屢々軍隊ノ統帥權範圍ニ付キテ争ヒ生シタリ、右ニ軍隊編成及ヒ兵額ヲ定ムルコト、其ノ統帥トテ區別スルヲ得トセルモ若シモ區別セハ統帥ノ用ヲナサス、故ニ我憲法ハ特ニ陸海軍ノ編成及ヒ兵額ヲ定ムルコトモ天皇大権ニ屬ストセルナリ。

陸海軍ノ編成及ヒ兵額ヲ定ムルコトハ殊ニ予弄ト干渉深シ夫レ故ニ若シ之レヲ以テ天皇ノ大権ニ屬セストセハ編成及ヒ兵額ヲ定ムルコトハ予弄ノ支配ノ下ニ在ルコトナリ戰闘力ノ活動ヲシテ充分ナラシムルコトヲ得ザラン、十二條ノ主旨ハ主トシテ此ノ莫ヨリト推入而シテ六十七、アリテ憲法上ノ大権ニ基ク已定ノ歲出ハ政府全意シテ之レヲ濳除削減スルヲ得サルモノトシアル故ニ統帥大権ノ效用ヲ益々完全ナルヲ得ルナリ。

我憲法ハ六七、ニ当ル規程ナキ爲メニ如何ナル困難ヲ生スルカハ英國ハ、一八六一、六六、ニ至ル憲法爭議ハ、史ニ示メストコロナリ。

九(一三三)天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ媾シ及ヒ諸敵ノ契約ヲ締結ス。即チ我憲法ハ外國ト契約ヲ締結スレハ絶対的ニ天皇單獨ニ立ツヲ行フト定ム條約ハ主權カ他ノ主權ニ對スル約束也、其ノ法律上如何ナル拘束力ヲ有スルカ否ハ國際法上ノ重大ナル問題ナリ。

五二四  
レ何レニ決スルトスルモ国内ニ於ケル主権ノ命令ニ非ラス、  
従テ命令ハ天皇カ外國ニ對シテ官府又ハ臣民ヲシテ或事ヲナサ  
シムルコトヲ約束スルモ官府及臣民ハ之レニヨリテ直接ニ何カ  
國法上ノ義務ヲ負フモノニアラス一派者ク國家ヲ負ヘル義務  
本分ヲツルモノニ對シテモ義務ヲ生スト云ヘルハ例令國家法人  
説ヲ採ルトスルモ法律ヲ條ヲ合柝スルニ於テ精密ナリト云フヲ  
得ズ、各人ハ法人ヲ構成スルモノトスルモ法人ト此ノ人格トノ  
法律ヲ條ニ對シテハ第三者ナレハナリ、或ハ條約ノ國際法上ノ  
效力ト國內法上ノ效力トヲ區別スルモノアレバ條約ハ純粹ニ國  
際法上ノ現象ニシテ國內法上ノ效力ナルモノハ初ノヨリ有スル  
モノニアラス其レ故ニ有效ナル條約ハ國際法上ニモ國內法上  
ニテモ有效ナラサルト云フカ如キ條約ノ本質ヲ辨セサルモノト  
本ハサルヘカラス、要スルニ條約 純粹ニ外國ニ對スルモノニ  
シテ國內法上ハ全く無テ條約ナリ、此ノ區別ハ秘密條約ニ於テ最

五二五  
モ明白ナリ、故ニ天皇カ外國ト條約ヲ締結セル結果之レヲ行  
スル爲ノニ官府ノ行爲ヲ必要トスルモノニアレハ新タニ之レヲ  
命セサルヘカラス人民ニ對シテ法規ヲ必要トセハ別ニ之レヲ制  
定セサルヘカラス、條約ノ締結ニヨリテ當然ニ直接ニ官府及ヒ  
臣民ヲ拘束スル効カヲ有スルモノニアラス、假令條約ヲ締結シ  
テ國內ニ公布スルモ内國ニ對スル命令タル効カヲ有スルモノニ  
アラス、公式令九條、故ニ條約ヲ行スル爲メニ國內ニ對スル  
或主権ノ行爲ヲ必要トスルハ國內法ノ定ムル方法形式ニアラ  
サルヘカラス、假令其ノ事項カ法律ヲ要スル事項トセハ議會限  
積ヲ全テ法律ヲ以テ之レヲ命令セサルヘカラス、一定ノ費用ノ  
支出ヲ要セルハ予算ヲ以テ之レヲ定ムサルヘカラス、之ニ於テ  
實際ニ避クヘカラサル困難ヲ見ルエトハ之レヲ予期セサルヘカ  
ラス予算ニ付キテハ憲法六七、外國ニ對シテ約束セルコトハ予算  
ノ結果ヲ行セサルコトヲ得サル困難ニ陥入ルコトヲ一通リ避ク

Handwritten notes at the top of the right page, including the name "Luband" and other illegible scribbles.

ルヲ得ルモ法律ヲ要スル場合ニ議會投票ヲ其ヘシテ法律ノ成  
立セサル時ハ条約上ノ義務ヲ履行スル能ハサルコトナリ、此  
ノ場合議會ハ投票ヲ其フル義務アリト認ムルモ憲法上又ハ条約  
ノ性質上斯ク論スル根拠ヲ察見スルコトヲ得ス条約ノ締結セザ  
ルモ議會ハ之レヲ独立ニ自由ニ法律ニ對スル投票ヲ拒ムコトヲ  
得ス其ノ結果条約ノ不履行ニ陷ルモ法律ノ解トシテ之レヲ如何  
トモスヘカラス

諸國ノ憲法ハ或ハ約条ノ締結ニハ議會ノ同意ヲ要スト定ムルモ  
ノアリ、今憲ハ其約ハ其ノ者ノ締結ノ条件ナルカ条約ノ内容  
ヲ國內ニ履行スルカ爲メニハ議會ノ同意ヲ必要トスト云フカ諸  
國ノ憲法ノ文字ノ解讀上ノ美論ノ命ル、如ナレバ何レニ決ス  
ルコトモ外國ニ對スル約条カ國內法ノ不成立ノ爲メニ不履行ニ  
陷ルノ結果ハ之レヲ免カルコト能ハス、此ノ困難ヲ避クル爲  
メニ條約ハ締結ニヨリテ今時ニ國內法ナル性質ヲ生スルト云フ

説テレバ、條約ノ性質上許サ、ルコトナリ故ニ實際問題トシテ  
ハ *Tabour* ノ希望スル如ク子ニ議會ノ投票ヲ全テ法ノ成  
立セル后ニ條約ヲ締結スルハ穩當ナリ  
併シ之レヲ以テ憲法上ノ必要ナリトスルヲ得ス或ハ米國ノ如ク  
條約ハ國法ノ一部ヲナスモノナリト云フノ規定ヲ設クルコトモ  
適當ナリト倍ス、

一〇、(一四) 天皇ハ戒尹ヲ宣告ス  
一一、天皇ハ爵位勲章及ヒ其他ノ榮典ヲ授与ス、榮典トハ一切ノ榮  
典ヲ含ム、

三、(一六) 天皇ハ大赦、特赦、減刑、復権ヲ命ス、  
已テニ宣告セラレタル刑罰ノ執行ヲ排斥シ又ハ減輕スルハ天皇  
ノ大赦ナリ  
大赦トハ一程度ノ犯罪ニ對シテ一様ニ已テニ宣告セラレタル刑  
罰ヲ排除スルコトヲ云フ



憲五十五、ハ文書ヲ以テスル大ノ行動ハ大臣ノ副署ヲ公式トスル  
ト定ムルモノニシテ、大権ノ行動ハ必ラス文書ニヨラサルヘカラス  
ルヲ定メタルモノニアラス

以上ノ形式區別ハ一定ノ事項ヲ定ムルニハ一定ノ形式ニヨルトセ  
ルモノ必ラス其ノ形式ニヨラサルヘカラス、例之ハ皇室典範ニヨル  
諸規則ハ必ラス皇室令ヲ以テセサルヘカラス、勅令ニヨル外ハ能ハ  
ス

以上ノ形式ノ内ニテ如何ナル事項ヲ内容トスルカ定メサルモノハ  
勅令、詔旨、及ヒ勅旨ナリ、副使ノ形式ヲ定メサルモノハ勅令詔旨  
及ヒ勅旨ヲ以テスル主旨ナリ

勅令ト詔旨勅旨トノ内容ノ區別ハ現行法上ノ規則ヘ中標準ハナシ、  
従来ノ慣例ハ法規ヲ定ムルニハ主トシテ勅令ヲ以テシ、具体的ノ何  
々ノ場合ハ詔旨勅旨ニヨルカ如キモ必ラスシモ然ラサルヘカラス  
ノ根柢ナシ

憲法上ノ大権事項ニテ別段ノ形式ヲ定メタルモノハ外一級ニ勅令  
又ハ詔旨勅令旨ノ形式ヲ以テス勅令ニシテ、法規ヲ定ムルモノニ三程  
アリ

一、憲法八条ノ勅令

二、第九条ノ勅令

三、廣ク大権事項ニシテ特別ノ形式ノ定メラサルモノヲ定ムル勅  
令ナリ、或ハ名付ケテ大権令ト云フヲ得、軍令皇室令モ亦大  
権令ナレトモ特別ノ形式ヲ定マル故ニ之レヲ別ニトス大権令  
トハ大権ヲ以テ定ムルト云フ意ナラス、其ノ意味ニテハ何レモ  
皆大権令ナリ其ノ内容カ憲法上ノ大権事項ナル故ニ大権令  
ト云フ也

此ノ三種ノ勅令ハ各々法律ニ対スル干渉ニ於テ異ナル、八十条ノ  
勅令ハ法律ニ代ルノ勅令ナリ、法律ヲ廢止變更スルヲ得レトモ他方  
ニハ法律ニヨリテ廢止變更サル、

第九条ノ勅令ハ法律ト同一ノ事項ヲ規定スルモノナリ其ノ形式的效  
 カニ於テハ法律ニ劣リ法律ノ廢止變更スルコトヲ得ス、大権事項ヲ  
 定ムル勅令ハ法律ヲ以テ定ムルカヲサハル事項ヲ規定スルニテ法律ト  
 其ノ領分ヲ異ニス、從テ法律ト相互ニ廢止變更スルコトヲ得ルヤ否  
 ヤノ問題ハ起ラズ、若シモ大権勅令ヲ以テ立法事項ヲ規定セルハ違  
 憲也又ハ法律ヲ以テ大権事項ヲ規定セルハ違憲ナリ互ニ相信スル得  
 ス（大尾）

帝國憲法 下卷

14  
2  
850

終

